

第3期中標津町子ども・子育て支援事業計画

令和7（2025）年度～令和11（2029）年度

中標津町

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画策定体制	3
第2章 中標津町の子どもと家庭を取り巻く状況	4
1 子どもを取り巻く状況	4
2 児童の状況	9
第3章 ニーズ調査結果及びこれまでの取組と課題	12
1 ニーズ調査結果	12
2 第2期計画の取組の評価	28
第4章 基本方針【子ども・子育て支援社会の構築に向けて】	31
1 計画の基本理念	31
2 計画の基本的視点	32
3 計画の基本目標	33
4 施策体系図	34
第5章 基本目標ごとの取組	35
基本目標1 子ども・子育て家庭を応援・支援する地域づくり	35
基本目標2 次代を担う子どもの生きる力と豊かな心を育む環境づくり	50
基本目標3 子どもを健やかに生み育てる環境づくり	57
基本目標4 子どもたちが安心して暮らせるまちづくり	61
第6章 子ども・子育て支援サービスの見込み量と確保方策	69
1 子ども・子育て支援制度の概要	69
2 量の見込み・確保方法の考え方	70
3 幼児期の教育・保育の見込み量と確保方策	71
4 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策	76
第7章 計画の推進体制	85
1 計画推進体制の構築	85
2 計画の推進管理	85

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景と趣旨

少子高齢化の進行に伴う人口減少社会の到来と都市部への人口流出などにより、多くの市町村では地域活力の低下が懸念され、国や地方自治体、地域をあげて子育てを支援するなど新たな支え合いの仕組みを構築することが時代の要請となっています。

国内における急速な少子化の進行と、家庭や地域を取り巻く環境の変化を踏まえ、国は、平成15年、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に向けて「次世代育成支援対策推進法」を制定し、職場や地域において子育てしやすい環境の整備を推進しました。

平成24年には、「子ども・子育て関連3法」を制定し、それに基づき平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。

本町は、平成26年度に、子ども・子育て関連3法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策地域行動計画」を一体的に策定しました。

第1期計画策定後、少子化の深刻化や子どもが被害者となる虐待・事件の発生、また、スマートフォンやSNSが社会に定着していく中でコミュニケーションのあり方も変化するなど、子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化が続きました。

このような状況を受け、本町では、地域社会全体で子どもと子育て家庭を支援し、中標津町の子どもの健やかな育ちを総合的に支える支援計画として令和元年度に「第2期中標津町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第2期計画」という。）を策定しました。

第2期計画では、幼児教育・保育の無償化等の円滑な実施、教育・保育事業の質的向上、地域の子ども・子育て支援の充実などに取り組んできました。

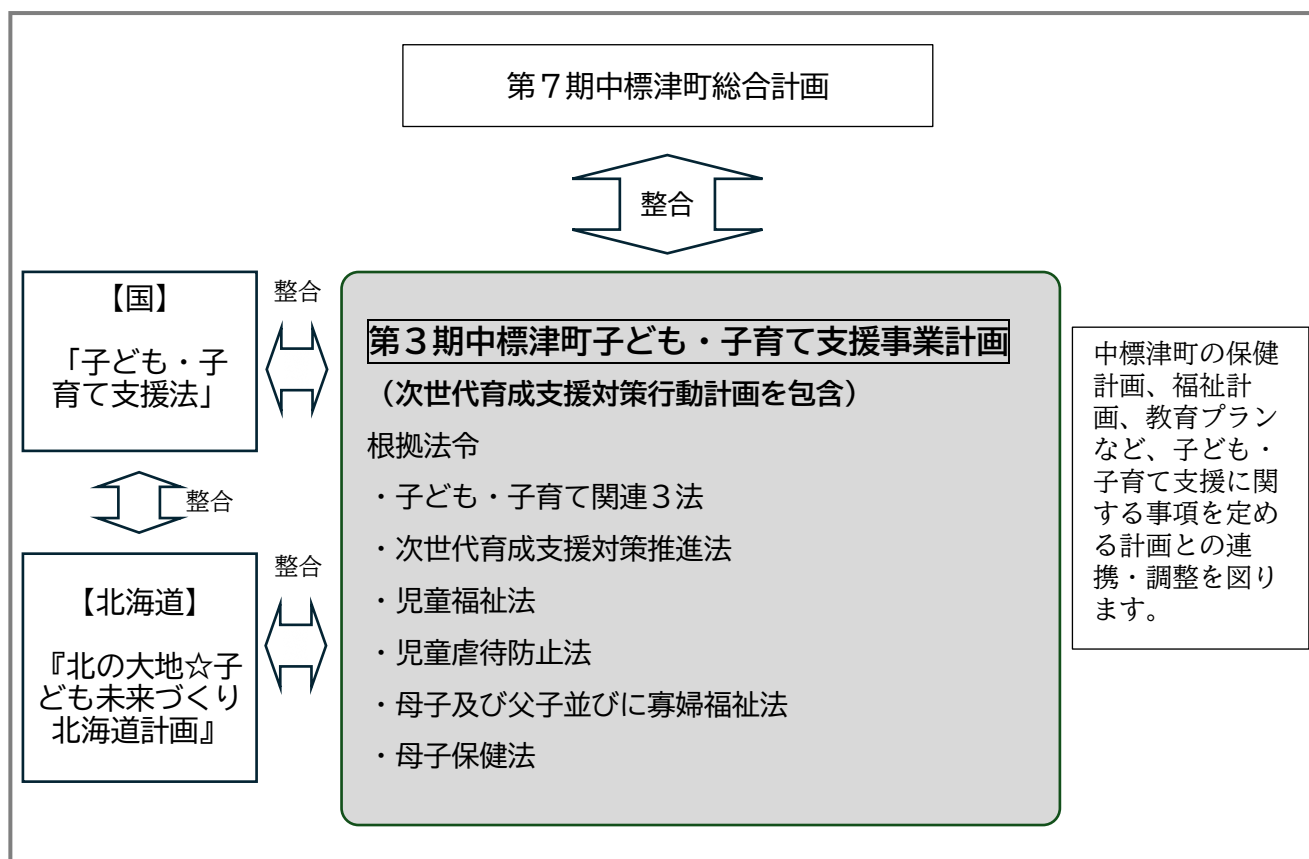
第2期計画については、計画期間が令和6年度で終了することから、これまでの取組の成果と課題、子どもや子育て世帯の実態やニーズ等を踏まえつつ、「第3期中標津町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「第3期計画」という。）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、町内のすべての子ども・子育て家庭を対象とし、国が定める基本指針に即して、教育・保育その他の子ども・子育て支援が適切に提供されるよう、提供体制の確保及び法に基づく業務の円滑な実施について定めるものです。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置づけ、これまで本町が取り組んできた次世代育成に関する施策を継承した計画とします。

計画の策定にあたっては、まちづくりの基本となる「第 7 期中標津町総合計画」を上位計画として各種関連計画との整合性を図るとともに、児童福祉法第 56 条の 4 の 2 に基づく市町村整備計画（保育計画）に関する目標についても定めます。



※関連計画

計画名	策定年月	計画期間	
第 5 次中標津町母子保健計画	令和 3 年 3 月	令和 3（2021）年度～令和 12（2030）年度	10 年間
中標津町障がい者計画	令和 6 年 3 月	令和 6（2024）年度～令和 11（2029）年度	6 年間
中標津町公園施設長寿命化計画	令和 2 年 12 月	令和 3（2021）年度～令和 12（2030）年度	10 年間

3 計画の期間

本計画は、次世代育成支援対策推進法及び子ども・子育て支援法の規定に基づき、令和7年度から令和11年度までの5年間とし、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況や時勢の変化等、必要に応じて見直すものとします。

令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
第3期中標津町子ども・子育て支援事業計画					
中標津町次世代育成支援対策行動計画					
進捗評価	進捗評価	進捗評価	進捗評価	進捗評価	

中間見直し
次期計画策定

4 計画策定体制

(1) 中標津町子ども・子育て会議

本計画の策定にあたって、子育て当事者等の意見を反映するとともに、本町における子ども・子育て支援施策を子どもと子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による子育て中の保護者、事業主を代表する者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験のある者等で構成する「中標津町子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議を重ねました。

(2) ニーズ調査

本計画の策定に係る基礎資料として、子育てにおける現状と課題、教育・保育ニーズ等を把握するため、就学前児童・就学児童の保護者の方を対象に「子育て支援に関するニーズ調査」を実施しました。

(3) パブリックコメント

令和7年1月から2月の期間でパブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

第2章 中標津町の子どもと家庭を取り巻く状況

1 子どもを取り巻く状況

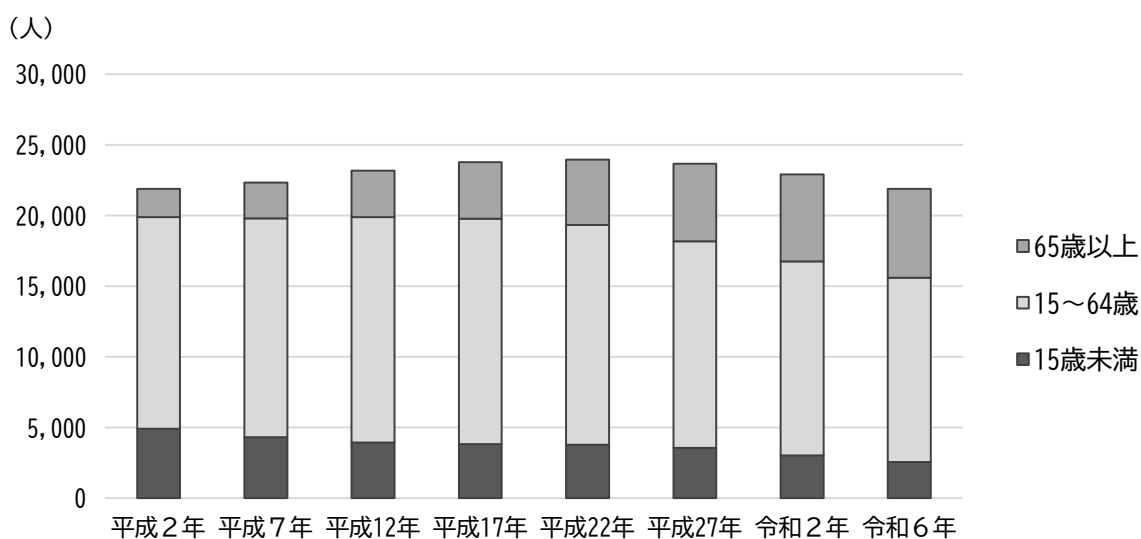
(1) 人口の動向

本町の人口は、国勢調査によると平成22年まで増加を続けたのち、平成27年から減少に転じています。令和2年では総人口が23,010人、年少人口（15歳未満）は3,021人となっており、総人口に占める年少人口は、減少し続けています。

【中標津町の人口推移と全国・道の動向の比較】

（単位：人）

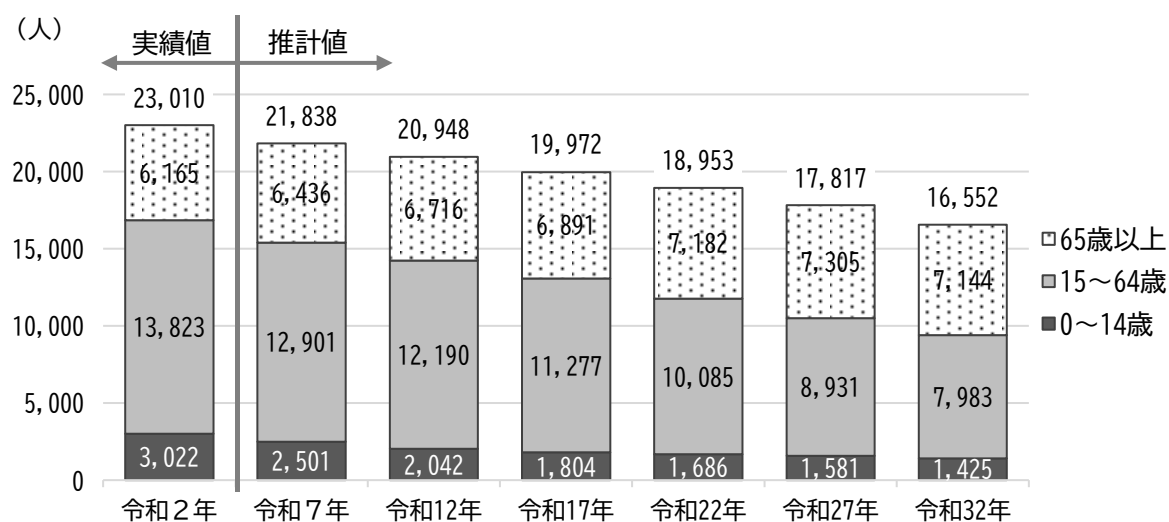
区分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和6年
総人口	21,900	22,326	23,179	23,792	23,966	23,774	23,010	21,888
15歳未満	4,905 22.4%	4,309 19.3%	3,940 17.0%	3,834 16.1%	3,779 15.8%	3,563 15.0%	3,021 13.2%	2,549 11.7%
北海道				12.8%	11.7%	11.4%	10.8%	
全 国				13.7%	13.1%	12.6%	12.1%	
15～64歳	14,981 68.4%	15,497 69.4%	15,948 68.8%	15,951 67.0%	15,558 64.9%	14,625 61.5%	13,749 60.0%	13,053 59.6%
北海道				65.7%	62.0%	59.6%	57.0%	
全 国				65.8%	62.6%	60.7%	59.2%	
65歳以上	2,014 9.2%	2,523 11.3%	3,291 14.2%	4,005 16.8%	4,629 19.3%	5,491 23.1%	6,151 26.8%	6,286 28.7%
北海道				21.4%	26.0%	29.1%	32.2%	
全 国				20.1%	24.1%	26.6%	28.7%	



資料：平成2年から令和2年については国勢調査、令和6年は住民基本台帳。令和2年国勢調査の年齢3区分構成比の値は、「年齢不詳」を除いた人口を母数として算出。

国立社会保障・人口問題研究所による、本町の将来の人口予測をみると、年少人口及び生産年齢人口（15～64 歳）は減少傾向にあり、一方で 65 歳以上人口は令和 27 年までは増加傾向となっています。今後も、少子高齢化が進行していくことが見込まれます。

【将来の人口予測】

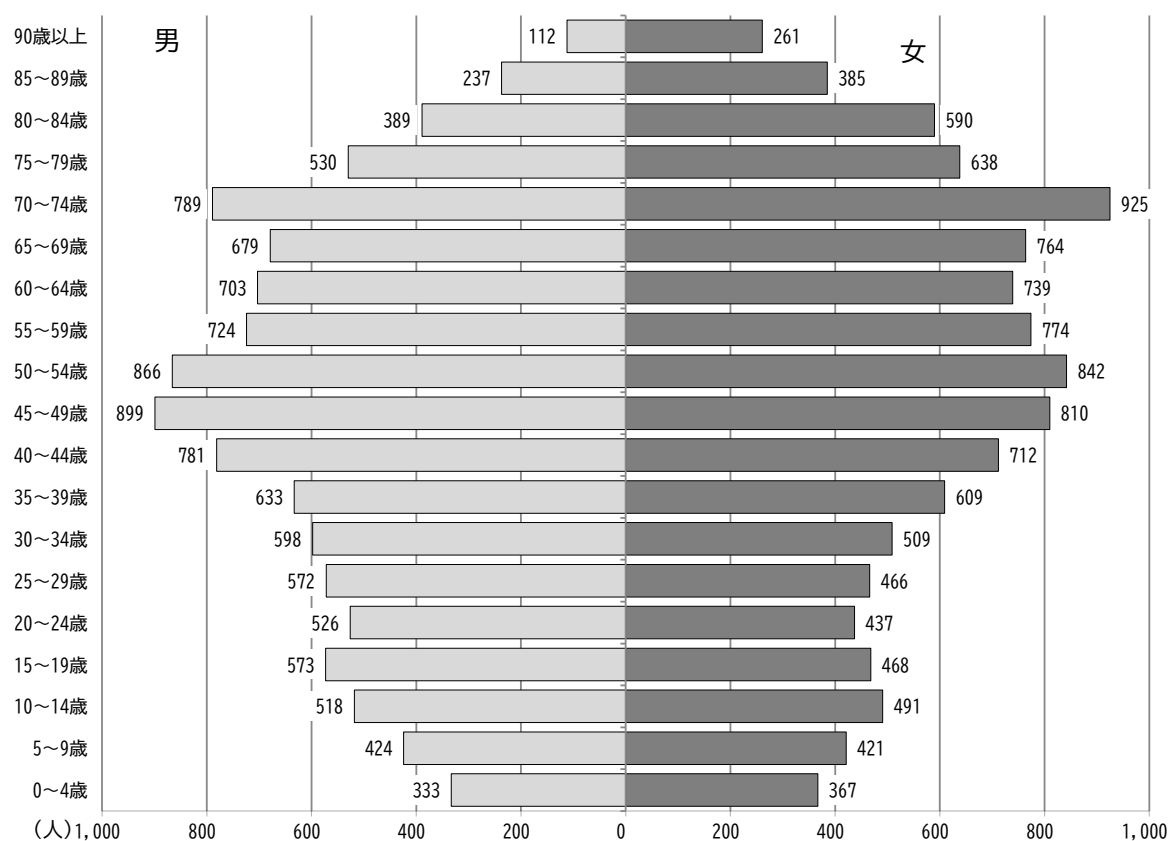


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

本町の人口を5歳階級別にみると、女性で最も多いのは70～74歳、男性では45～49歳となっています。

40代以上と比較し、30代以下の年齢層が少なくなっており、特に20代前半で男女ともに転出等で人口が減ることや出生数の減少のため、若年層の減少が顕著になっています。

【5歳階級別人口】



資料：住民基本台帳（令和6年3月末）

(2) 世帯の状況

世帯数については、年々増加する傾向が継続しています。世帯人数別にみると、1、2人世帯の増加が著しく、3人世帯以上の世帯数が減少しています。1人当たりの世帯人数は、北海道平均より高く、全国平均より低くなっています。

18歳未満を含む世帯については、平成12年以降減少が続いています。

【世帯数の推移】

年	世帯数	世帯人数別の世帯数（単位：世帯）						18歳未満を含む世帯	1世帯あたりの人数（単位：人）		
		1人	2人	3人	4人	5人	その他		中標津	北海道	全国
平成2年	7,495	1,688	1,741	1,394	1,591	634	447	3,190	2.9	2.7	2.9
平成7年	8,230	2,165	2,094	1,564	1,450	568	389	2,598	2.7	2.5	2.8
平成12年	9,118	2,681	2,529	1,681	1,434	509	284	2,772	2.5	2.5	2.7
平成17年	9,735	2,956	2,905	1,800	1,392	451	231	2,723	2.4	2.4	2.6
平成22年	10,084	3,166	3,094	1,854	1,359	425	186	2,622	2.4	2.2	2.5
平成27年	10,437	3,540	3,327	1,788	1,245	375	151	2,464	2.2	2.2	2.4
令和2年	10,560	3,995	3,382	1,608	1,105	336	134	2,144	2.2	2.1	2.3
令和6年	10,999	5,032	3,294	1,359	918	279	117	1,829	—	—	—

資料：令和2年まで国勢調査。令和6年は住民基本台帳。

(3) 出生の状況

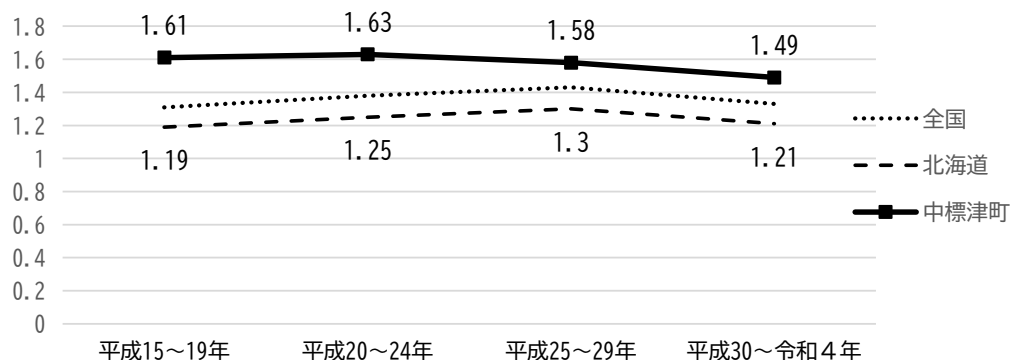
本町の合計特殊出生率は、平成25年以降減少傾向にあり、平成30～令和4年では1.49となっていますが、北海道平均や全国平均より高い値で推移しています。

【合計特殊出生率】

	平成15～19年	平成20～24年	平成25～29年	平成30～令和4年
全国	1.31	1.38	1.43	1.33
北海道	1.19	1.25	1.3	1.21
中標津町	1.61	1.63	1.58	1.49

資料：人口動態統計特殊報告（人口動態保健所・市区町村別統計）

【合計特殊出生率の推移】



中標津町では、出産した母親の年齢は、平成 17 年までは 25～29 歳が最も高い割合でしたが、平成 22 年以降は 30～34 歳の割合が最も高くなっています。29 歳以下は減少傾向にあり、30 歳以上が増加傾向にあります。

【年齢別の出産状況】

年	区 分	出生数 〔人〕	母親の年齢別階層（％）					
			～19 歳	20～24 歳	25～29 歳	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳
平成 2 年	中標津町	284	1.4	23.9	40.5	27.8	5.6	0.7
	北海道	54,430	1.6	17.2	43.2	28.6	8.4	1.0
	全国	1,221,688	1.4	16.2	45.4	28.6	7.4	1.0
平成 7 年	中標津町	250	0.8	19.6	42.0	26.4	9.2	1.6
	北海道	52,522	1.7	17.7	40.2	30.3	8.9	1.1
	全国	1,238,328	1.4	16.5	42.5	30.5	8.1	1.0
平成 12 年	中標津町	256	2.4	22.6	36.3	28.1	9.0	1.5
	北海道	46,780	2.1	16.7	38.4	30.9	10.6	1.3
	全国	1,190,547	1.7	13.6	39.5	33.3	10.6	1.2
平成 17 年	中標津町	237	1.7	18.6	36.3	31.6	10.1	1.7
	北海道	41,420	1.9	14.4	33.7	35.0	13.1	1.8
	全国	1,062,530	1.6	12.1	31.9	38.1	14.4	1.9
平成 22 年	中標津町	236	1.3	15.6	30.9	33.9	15.7	1.7
	北海道	41,158	1.4	12.6	29.7	34.6	18.9	2.8
	全国	1,071,304	1.3	10.4	28.7	35.9	20.5	3.2
平成 27 年	中標津町	208	1.4	11.1	33.7	34.1	17.3	2.4
	北海道	36,695	1.2	10.3	27.0	34.9	21.9	4.5
	全国	1,005,677	1.2	8.4	26.0	36.3	22.7	5.2
令和 2 年	中標津町	163	1.8	10.4	28.8	36.2	18.4	3.7
	北海道	29,523	1.2	10.3	27.0	34.9	21.9	4.5
	全国	840,835	1.2	8.4	26.1	36.3	22.7	5.4

資料：平成 2 年から平成 27 年は釧路・根室地域保健情報年報。令和 2 年は道地域保健情報年報。

（４）婚姻の状況

中標津町の婚姻率は、減少傾向にあり、北海道平均や全国平均とほぼ同じ値となっています。一方、離婚率は増加傾向にあり、北海道平均・全国平均よりも高くなっています。

【婚姻率・離婚率の推移】

年	中標津町		北海道		全 国	
	婚姻率	離婚率	婚姻率	離婚率	婚姻率	離婚率
平成 2 年	7.0	1.6	6.0	1.7	5.9	1.3
平成 7 年	8.1	1.8	6.3	2.0	6.4	1.6
平成 12 年	7.4	2.2	6.1	2.5	6.4	2.1
平成 17 年	7.1	2.9	5.3	2.4	5.7	2.0
平成 22 年	6.7	2.8	5.2	2.3	5.5	1.9
平成 27 年	6.2	2.6	5.5	2.1	5.0	1.8
令和 2 年	4.2	2.7	4.0	1.7	4.1	1.5

資料：平成 2 年から平成 27 年は釧路・根室地域保健情報年報。令和 2 年は道地域保健情報年報。

2 児童の状況

(1) 就学前児童人口と保育状況の推移

中標津町の就学前児童人口は減少が続いており、平成 26 年と比較すると、令和 6 年は 481 人減少しており、35.6%の減少となっています。

認可保育所の児童数は、増加傾向が続いた後、近年は横ばいとなっていますが、幼稚園・認定こども園の児童数は減少傾向にあります。また、その他の保育所も含めた全体としては減少傾向にあります。

【就学前児童人口の推移】

(単位：人)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
就学前児童数	1,350	1,318	1,298	1,263	1,155	1,094	1,074	1,003	965	912	869
内3歳未満児	(691)	(665)	(611)	(585)	(527)	(524)	(518)	(492)	(458)	(409)	(391)

【中標津町の保育状況】

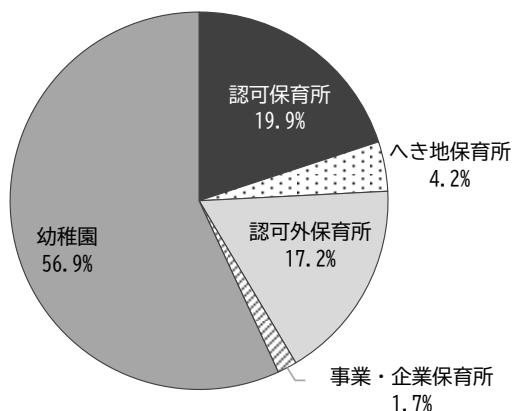
(単位：人)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
認可保育所	155	166	159	172	168	173	181	204	192	199	205
へき地保育所	33	30	30	23	18	17	18	11	閉園		
認可外保育所	134	138	135	124	121	104	55	53	31	34	26
事業・企業保育所	13	9	9	8	19	22	7	3	9	11	8
幼稚園	442	436	477	449	421	390	30	26	32	30	29
認定こども園							361	332	354	349	330
合 計	777	779	810	776	747	706	652	629	618	623	598

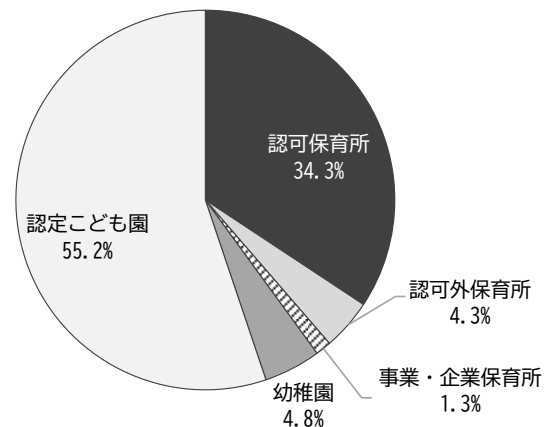
※基準日 4 月 1 日 幼稚園のみ 5 月 1 日

※令和元年 10 月から認定こども園スタート

【保育状況：平成 26 年度】



【保育状況：令和 6 年度】



(2) 小学校・中学校児童・生徒の推移

現在、中標津町には小学校3校、中学校2校、そして平成28年度から小中学校が一体となった義務教育学校の計根別学園1校が設置されています。

小学校・中学校の児童・生徒数は減少傾向にあり、平成26年度と比較して令和6年度で605人が減少し、率にして26.5%の減少となっています。しかし、特別支援学級数及び在籍児童・生徒数は増加傾向にあり、特別支援児童・生徒の受入れ態勢は拡大しています。

【小学校・中学校の児童・生徒数】

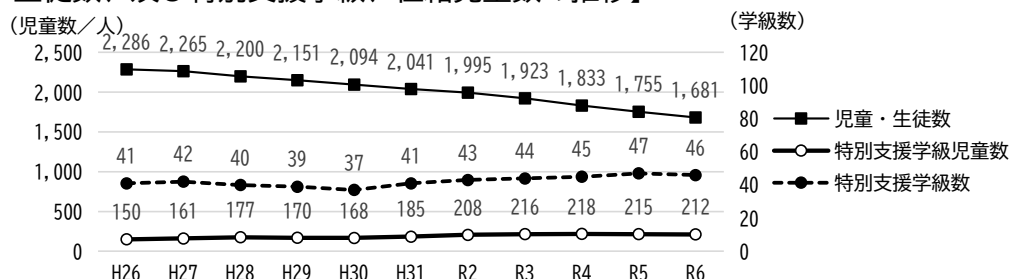
(単位：人)

区分		H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	
小学校	中標津	436	447	419	414	400	375	368	340	355	361	340	
	中標津東	593	587	562	532	529	529	536	503	479	461	422	
	俵橋	23	19	15	15	11	13	閉校					
	武佐	16	12	13	閉校								
	計根別	70	計根別学園（義務教育学校）に統合										
	西竹	14	計根別学園（義務教育学校）に統合										
	丸山	387	370	338	337	317	316	295	305	290	269	256	
計根別学園			81	85	87	86	88	90	88	75	69	63	
合 計		1,539	1,516	1,432	1,385	1,343	1,321	1,289	1,236	1,199	1,160	1,081	
中学校	中標津	413	413	421	401	395	374	386	366	336	314	329	
	広陵	280	281	316	321	315	307	276	277	249	232	226	
	計根別	54	計根別学園（義務教育学校）に統合										
計根別学園			55	51	44	41	39	44	44	49	49	45	
合 計		747	749	788	766	751	720	706	687	634	595	600	
児童・生徒数合計		2,286	2,265	2,200	2,151	2,094	2,041	1,995	1,923	1,833	1,755	1,681	

【特別支援学級及び在籍児童・生徒数】

区分		H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2		R3	R4	R5	R6
小学校	学級数	27 学級	25 学級	25 学級	23 学級	26 学級	29 学級	28 学級	30 学級	32 学級	31 学級	29 学級	
	児童数	98 人	103 人	111 人	104 人	120 人	135 人	154 人	157 人	158 人	156 人	138 人	
中学校	学級数	14 学級	17 学級	15 学級	16 学級	11 学級	12 学級	15 学級	14 学級	13 学級	16 学級	17 学級	
	児童数	52 人	58 人	66 人	66 人	48 人	50 人	54 人	59 人	60 人	59 人	74 人	
合計	学級数	41 学級	42 学級	40 学級	39 学級	37 学級	41 学級	43 学級	44 学級	45 学級	47 学級	46 学級	
	児童数	150 人	161 人	177 人	170 人	168 人	185 人	208 人	216 人	218 人	215 人	212 人	

【児童・生徒数、及び特別支援学級、在籍児童数の推移】



(3) 子育て支援事業（児童館・子育て支援センター）利用の推移

本町では、子育て支援事業の中心に児童館を据えて展開しており、平成 27 年度に開設された「みらいる」は、夜間（午後 8 時）や、祝日も開館し、通常の児童館・児童クラブ機能に加え、広域的な児童交流の場として、赤ちゃんから中高校生までが集う異年齢交流の場として、子どもたちの居場所づくりを担っています。

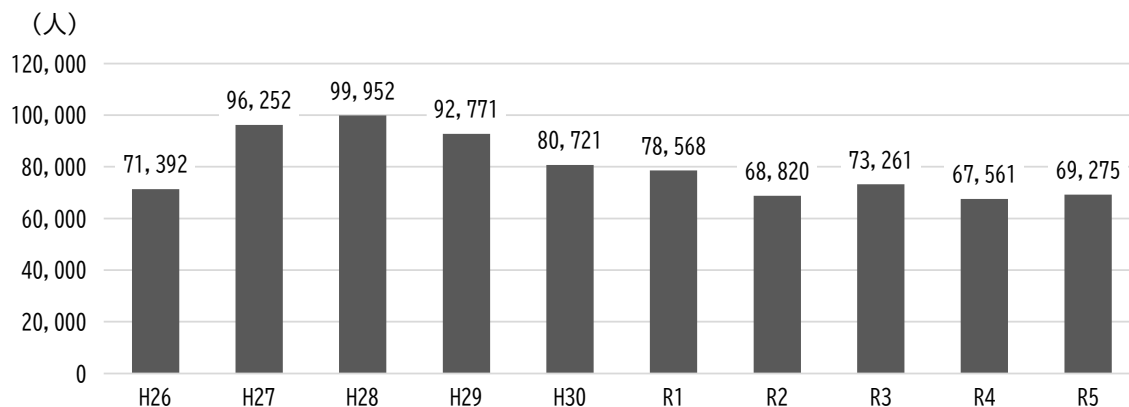
また、子ども人口が減少するなか、子育て支援センターを兼務する児童館の利用者数は令和 2 年度以降は横ばいの状態がつづいており、子どもたちが過ごす拠点として親しまれ一定の役割を果たしています。

【児童館の利用実績】

(単位：人)

名 称	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
みらいる		32,388	41,252	40,969	39,778	38,866	30,880	31,891	29,791	27,873
東児童館	14,801									
第 2 児童クラブ	4,768	261								
西児童館	15,397	24,956	24,910	22,329	17,317	20,313	23,987	22,996	19,023	22,042
なかよし児童館	12,791	12,815	11,240	13,748	17,187	13,633	9,069	13,063	14,982	15,300
わんぱく児童館	9,404	12,803	12,778	8,404						
計根別児童館	6,166	8,354	9,772	7,321	6,439	5,756	4,884	5,311	3,765	4,060
子育て支援センター	8,065	4,675								
合 計	71,392	96,252	99,952	92,771	80,721	78,568	68,820	73,261	67,561	69,275

【児童館利用者数の推移】



第3章 ニーズ調査結果及びこれまでの取組と課題

1 ニーズ調査結果

本計画策定のため、国が作成した調査項目に基づくニーズ調査（教育・保育事業等の量の見込みを把握する調査）を実施しました。子育て家庭の変化を踏まえ、地域の実情を反映させた保育量の設定をするため、前計画策定時に調査した項目を基本としながら、いくつかの独自項目を追加し、ニーズ調査を実施しました。さらに調査対象者を未就学児の保護者から小学3年生（9歳児）までの保護者に拡大して実施しました。また、過去のニーズ調査結果を追加し、経年比較できるよう作成しています。

■実施概要

調査目的	中標津町における町民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」及び、子育て環境や子育てに関する意識と課題などを把握し、教育・保育・子育て支援の「量の見込み」や地域の実情を勘案した提供体制など、計画において盛り込むべき事項を検討するための基礎資料とすることを目的に実施			
対象者	○町内に在住の小学3年生までの子ども（0歳から9歳）のいる世帯の保護者1,024世帯			
調査期間	○令和5年12月4日～令和5年12月22日			
調査項目	○子育て環境について ○保護者の就労状況について ○教育・保育事業の利用状況や利用希望について など			
調査方法等	○配布は郵送、回収は郵送またはインターネットサイト			
	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
	1,024票	426票	409票	39.9%

※以下の図表の見方

- ・今回実施した令和5年度の調査を、過去の調査結果と比較しながら分析をしています。
- ・前回調査は平成30年度に実施、前々回調査は平成25年度に実施したものです。
- ・前々回調査まで比較できる設問と、前回調査との比較のみになっている設問があります。
- ・図表中の「n」は、回答者数（number of cases）を指します。
- ・グラフや表に記載されている割合などの値は、小数第2位を四捨五入しているため、比率（%）の合計や差が、完全に一致しないことがあります。

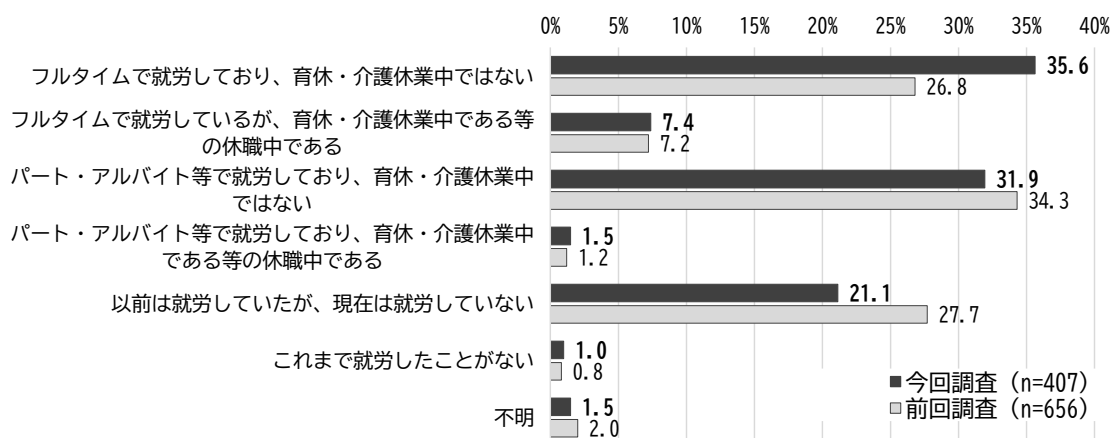
(1) 保護者の就労状況

■未就学児童の保護者の就労形態

母親の就労状況は、「フルタイム就労」の割合が最も高く、次いで「パート・アルバイト等」となっています。前回調査では、「パート・アルバイト等」、「フルタイム就労」の順番であったが、今回調査では逆転しており、「フルタイム就労」が増加する傾向にあります。

なお、父親の就労形態については、前回と同様、今回も「フルタイム就労」の割合が圧倒的多数になっています（グラフ省略）。

【母親の就労状況】



(2) 未就学児童保護者の出産前後の保育ニーズの傾向

■出産前後の母親の就労形態

出産を機に離職する方は、今回調査で 30.7%となっており、年々減少傾向にあります。

(単位：%)

	前々回調査(H25) (n=682)	前回調査(H30) (n=656)	今回調査(R5) (n=397)
離職した	51.3	33.7	30.7
継続的に働いていた・現在も働いている	24.9	16.9	25.7
出産の1年前から働いていない、もしくは働いていなかった	21.9	10.3	11.1
無回答	1.9	39.0	32.5
合計	100.0	100.0	100.0

■離職した母親の就労継続の希望状況（前項目で「1. 離職した」と回答した人を対象）

離職した母親の就労継続の希望状況としては、「子どもが小さいうちは自分で育てたいとの意志により就労しない」が最も高い割合となっていますが、年々減少傾向にあります。一方、「保育サービスが確実に利用できれば継続就労した」や「職場の育児休業制度等、仕事と家庭の両立支援制度が整っていれば継続就労した」は増加傾向となっています。

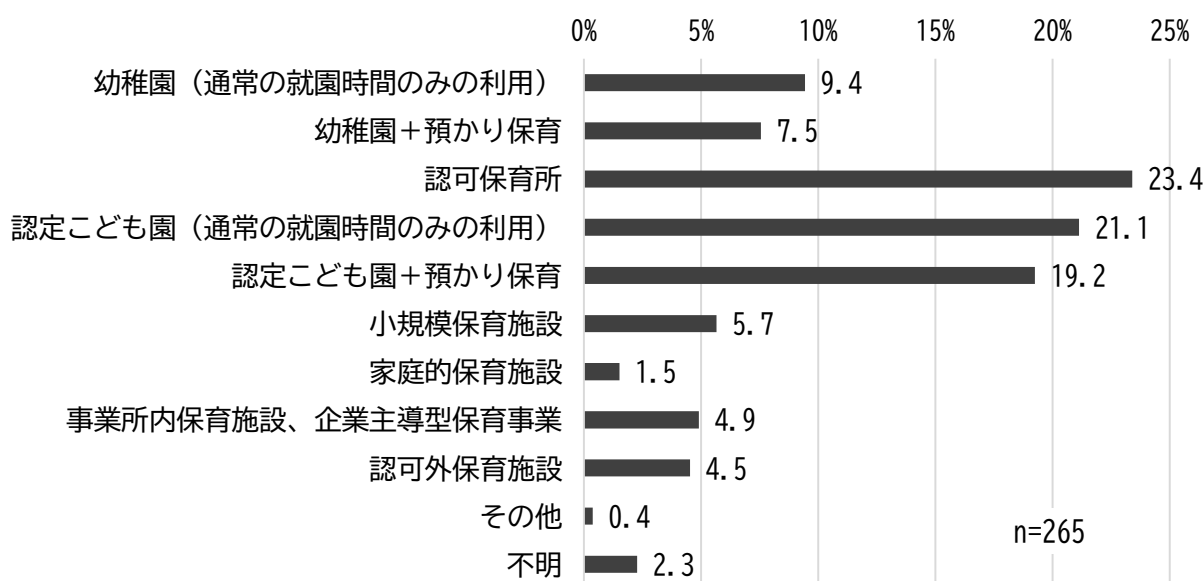
（単位：％）

	前々回調査(H25) (n=350)	前回調査(H30) (n=215)	今回調査(R5) (n=122)
保育サービスが確実に利用できれば継続就労した	4.1	9.8	11.5
職場の育児休業制度等、仕事と家庭の両立支援制度が整っていれば継続就労した	24.7	23.3	26.2
保育サービスと職場の両立支援が整っていれば継続就労した	9.9	7.9	9.0
家族の理解等、就労する環境が整っていれば継続就労した	3.2	7.9	7.4
子どもが小さいうちは自分で育てたいとの意志により就労しない	49.4	41.4	39.3
その他・無回答	8.7	9.8	6.6
合計	100.0	100.0	100.0

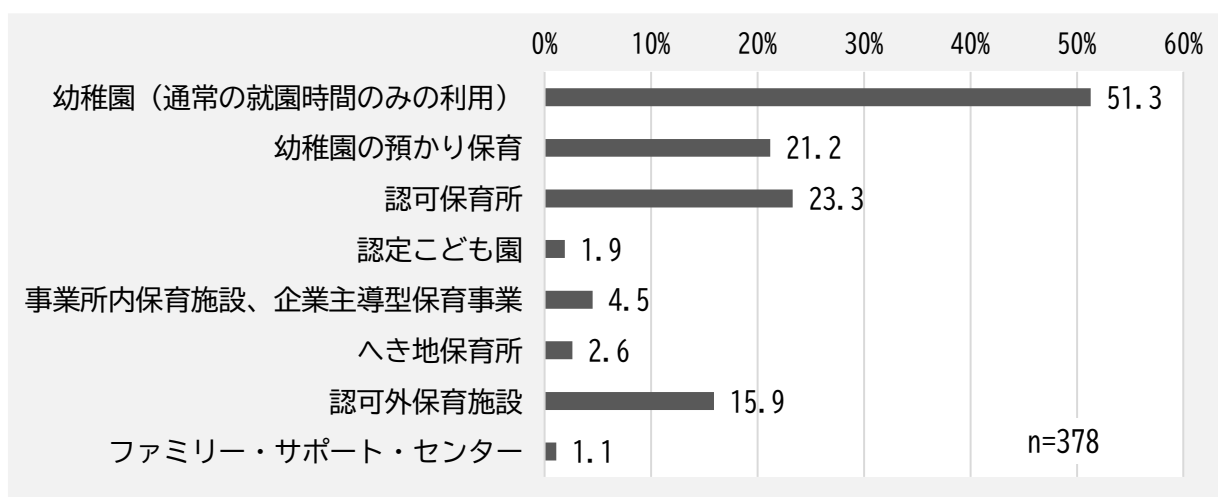
(3) 教育・保育の利用状況等について

■現在利用している教育・保育事業の種類

今回調査では、「認定こども園」と「認定こども園＋預かり保育」の合計は、40.3%で最も高くなっています。中標津町では、平成31年度4月から、私立幼稚園4園が幼稚園型認定こども園へ移行しており、前回調査で最も割合の高かった「幼稚園」の割合は大幅に減っています。

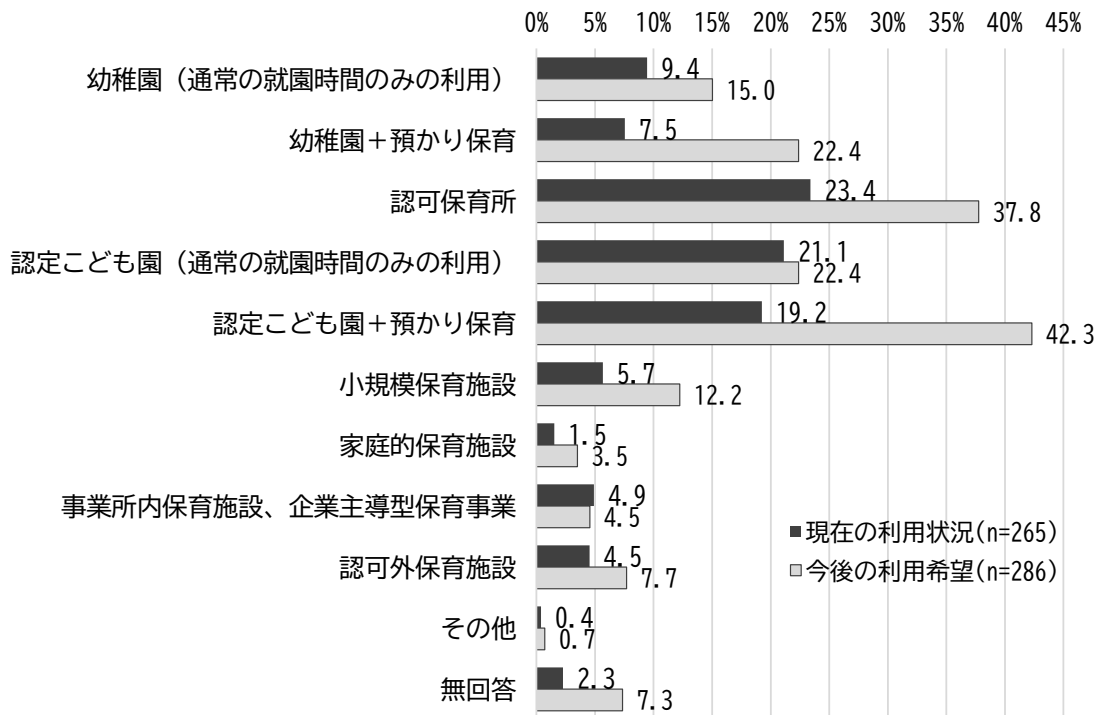


（参考：前回調査結果）



■今後の教育・保育事業の利用希望（複数回答）

現在利用している事業と、今後利用したい事業の差が最も大きいのは「認定こども園＋預かり保育」で23.1ポイントの差があり、「認定こども園＋預かり保育」への希望が高くなっています。

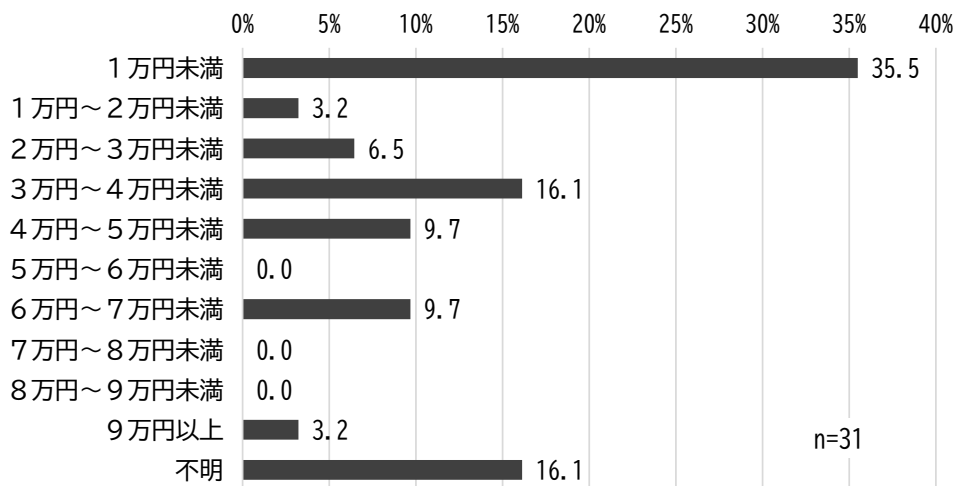


(4) 保育料について

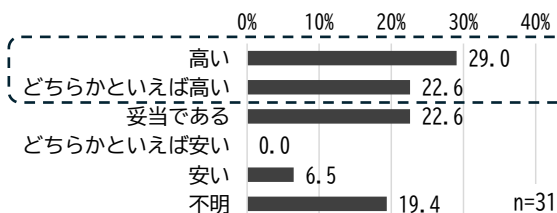
0歳から2歳のお子さんの保育料を支払っている方に、現在の保育料について尋ねたところ、「1万円未満」の割合が最も高く35.5%、次いで「3万円～4万円未満」が16.1%と続きます。

また、金額が妥当かと尋ねたところ「高い」が29.0%、「どちらかといえば高い」が22.6%で、合わせて51.6%が高いと感じています。そして、この保育料が高いと感じる方に、妥当と感じられる保育料について尋ねたところ、「無料が良い」が62.5%となっています。

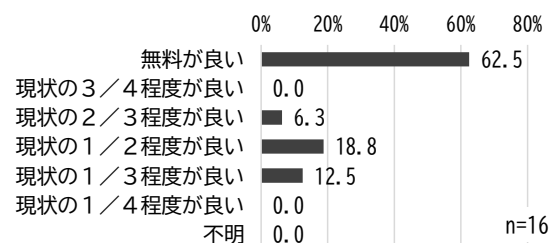
【現在の保育料】



【保育料の金額設定】



【妥当と感じられる保育料】

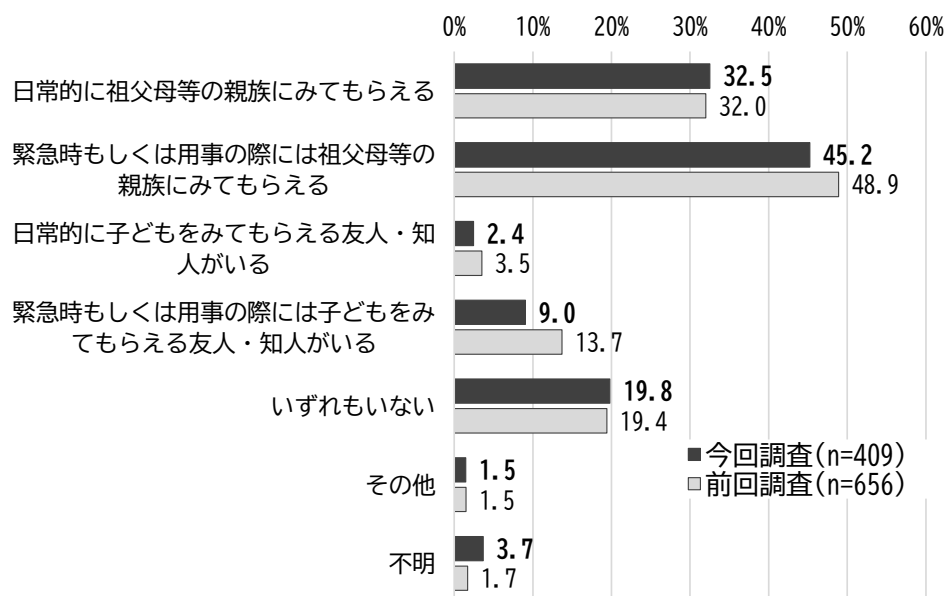


(5) 周囲からの支援

■日常的にまたは緊急時にみてもらえる親族・知人の有無

日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいるか、という問に対し、全体的に、今回調査と前回調査では大きな差はでていません。

今回調査でも前回調査でも、「いずれもない」は約2割となっています。



(6) 今後の出産希望状況について

■今後の希望する子どもの数

今後の希望する子どもの数については、「これ以上望まない」が71.1%となっており、前回・前々回調査時よりも割合がやや高くなっています。また「1人」の割合は減少しています。

	前々回調査(H25) (n=682)	前回調査(H30) (n=656)	今回調査(R5) (n=409)
1人	22.9	24.8	18.3
2人	7.2	6.4	5.4
3人	0.6	0.3	1.21
4人以上	0.3	0.5	0.2
これ以上望まない	67.7	65.9	71.1
無回答	1.3	2.1	3.7

■子どもがほしいと思える条件（複数回答）

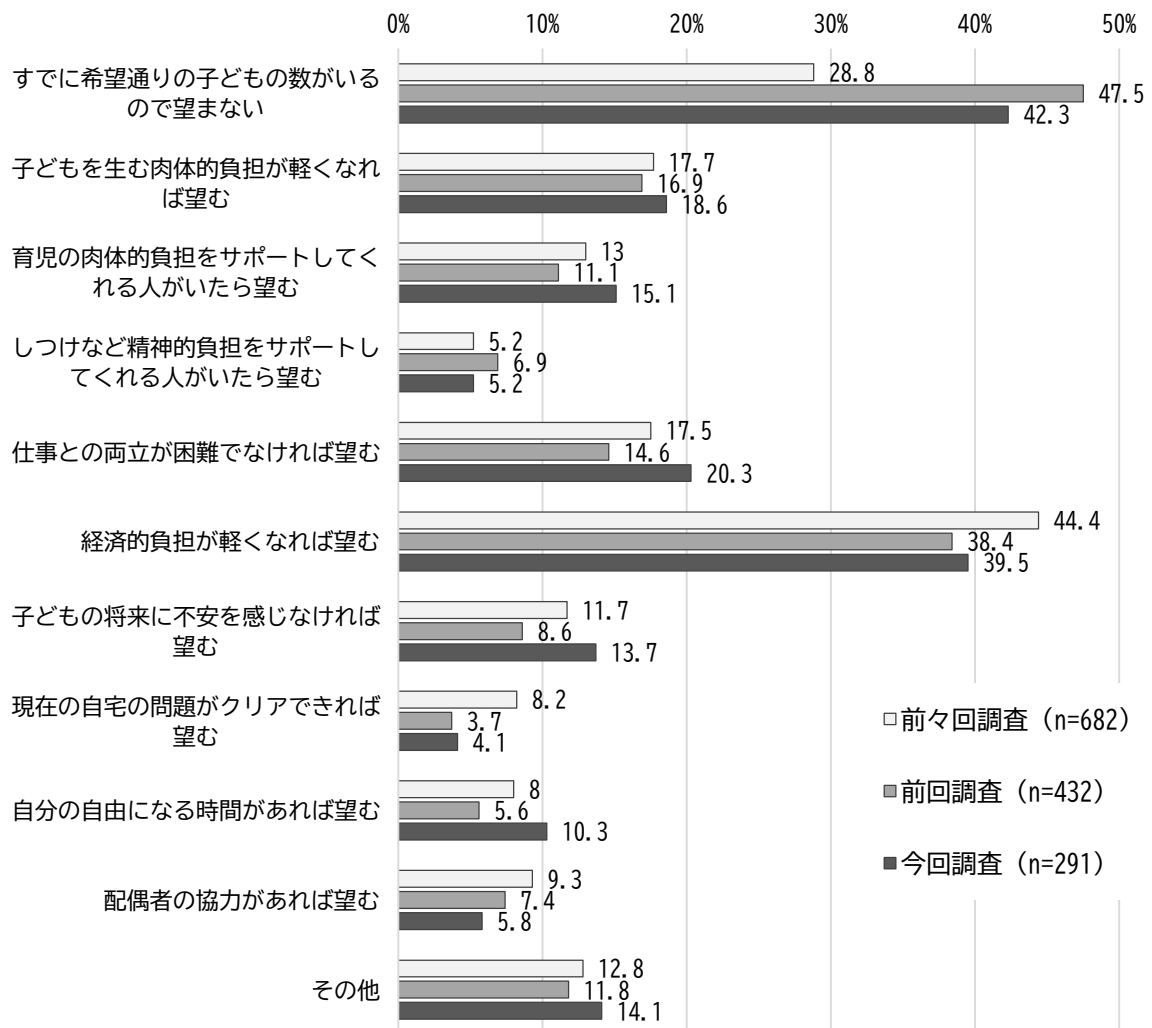
上記設問の「子どもをこれ以上望まない」と回答した方に、子どもがほしいと思える条件を尋ねたところ、今回調査では、「すでに希望通りの子どもの数になったから望まない」の割合が最も高く42.3%、次いで「経済的負担が軽くなれば望む」が39.5%、「仕事との両立が困難でなければ望む」が20.3%と続いています。

前回・前々回調査との比較では、「すでに希望通りの子どもの数になったから望まない」の割合は、前回と今回は高く、また「経済的な負担が軽くなれば望む」は、毎回4割程度を推移しています。（グラフは次ページ参照）

（単位：%）

	前々回調査(H25) (n=682)	前回調査(H30) (n=432)	今回調査(R5) (n=291)
すでに希望通りの子どもの数があるので望まない	28.8	47.5	42.3
子どもを生む肉体的負担が軽くなれば望む	17.7	16.9	18.6
育児の肉体的負担をサポートしてくれる人がいたら望む	13.0	11.1	15.1
しつけなど精神的負担をサポートしてくれる人がいたら望む	5.2	6.9	5.2
仕事との両立が困難でなければ望む	17.5	14.6	20.3
経済的負担が軽くなれば望む	44.4	38.4	39.5
子どもの将来に不安を感じなければ望む	11.7	8.6	13.7
現在の自宅の問題がクリアできれば望む	8.2	3.7	4.1
自分の自由になる時間があれば望む	8.0	5.6	10.3
配偶者の協力があれば望む	9.3	7.4	5.8
その他	12.8	11.8	14.1

【子どもがほしいと思える条件】

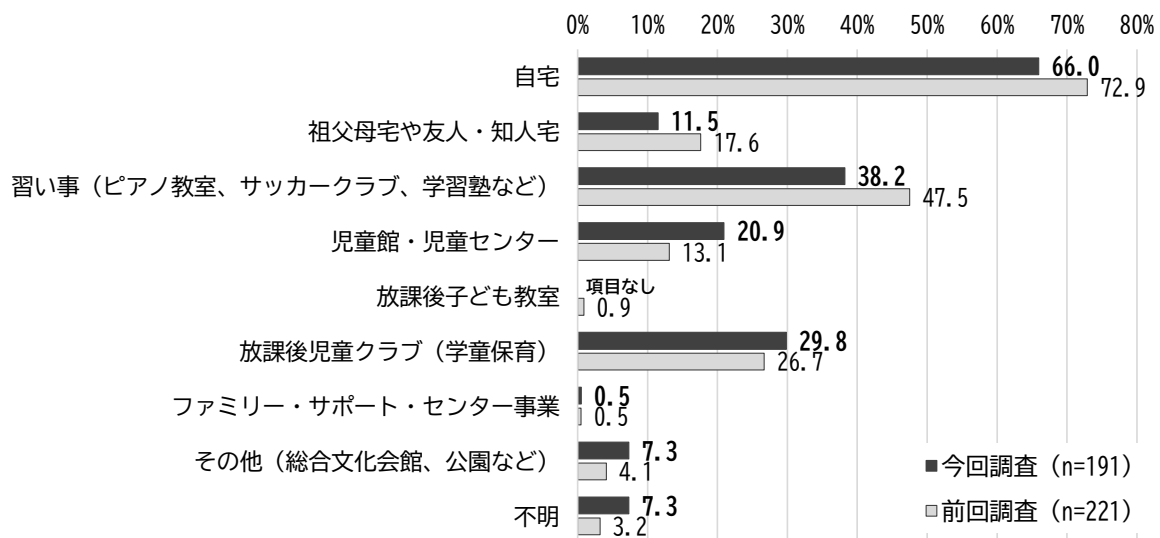


(7) 放課後の過ごし方について〔小学生保護者対象〕

■放課後の過ごし方

小学生が放課後をどのような場所で過ごしているかを尋ねたところ、今回調査では、「自宅」が最も高く 66.0%、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が 38.2%、「放課後児童クラブ（学童保育）」29.8%と続いています。

前回調査との比較では、「自宅」と「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が減少し、「児童館・児童センター」が増加しています。

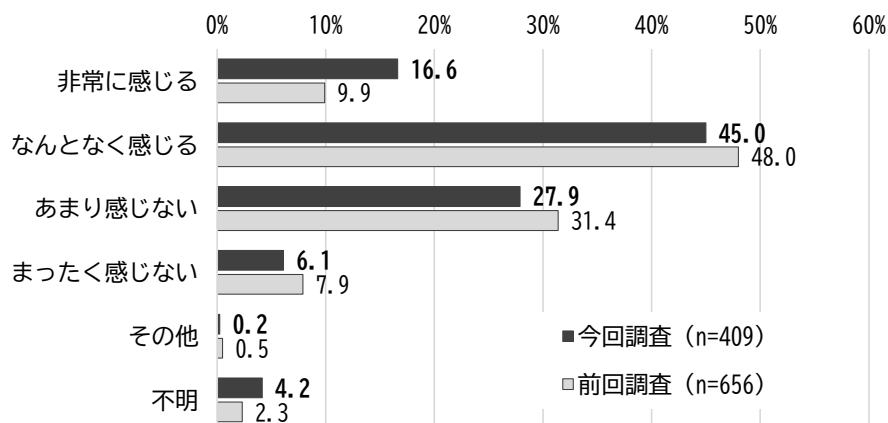


(8) 子育ての状況について

■子育ての不安や負担感

今回調査では、「非常に感じる」が 16.6%、「なんとなく感じる」が 45.0%、合計すると 61.6%の保護者が負担感を感じています。

前回の調査結果と比較すると、「非常に感じる」の割合が増加しています。



■悩み事や気になること（複数回答）

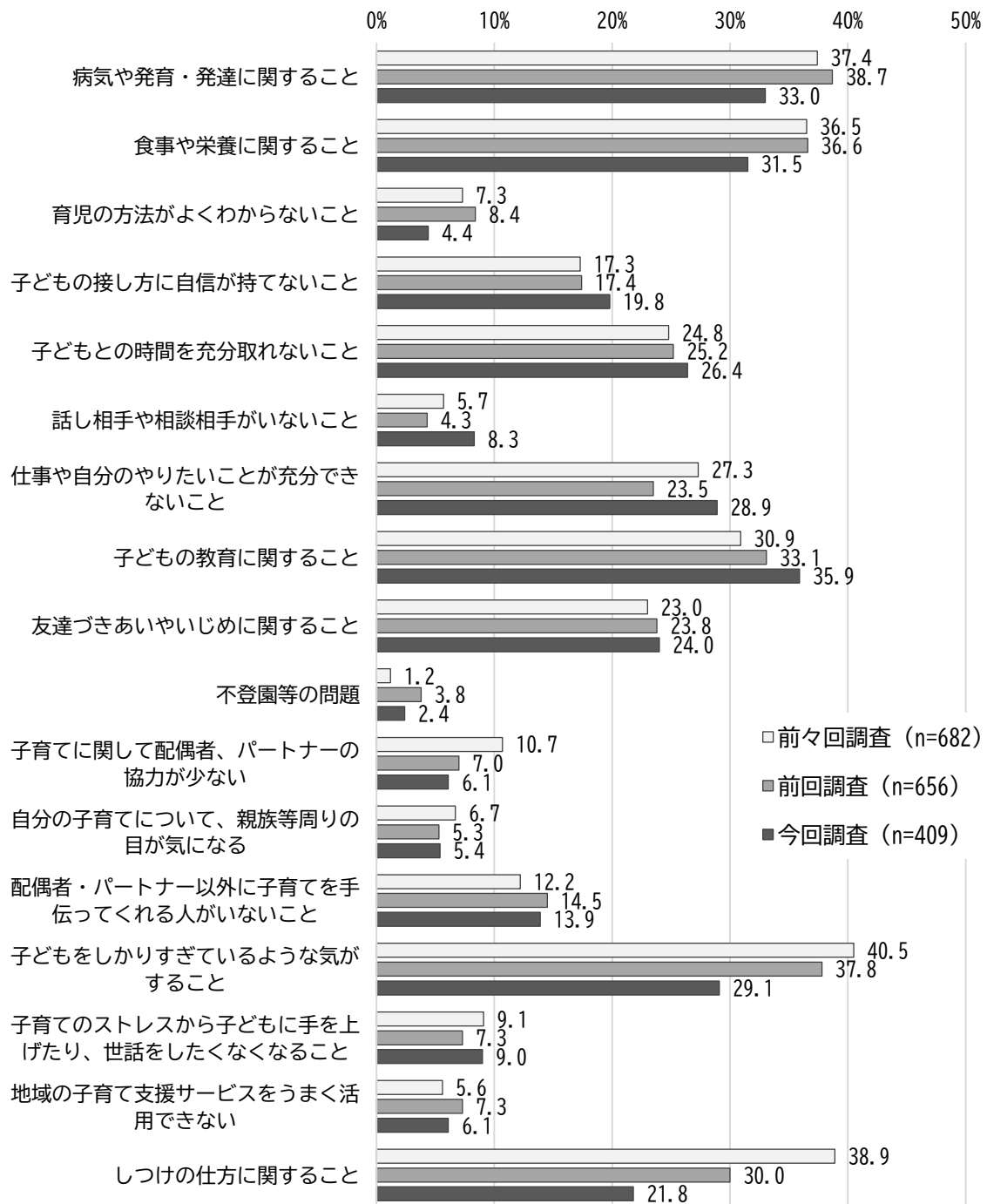
子育てに関して、日常悩んでいること、または気になることを尋ねたところ、今回調査では、「子どもの教育に関すること」が最も高く 35.9%、次いで「病気や発育・発達に関すること」が 33.0%、「食事や栄養に関すること」が 31.5%と続きます。

前回・前々回調査との比較では、「病気や発育・発達に関すること」や「食事や栄養に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がする」、「しつけの仕方に関すること」などの項目が減少しています。一方で、「子どもの教育に関すること」については年々増加傾向にあり、「仕事や自分のやりたいことが十分出来ないこと」については、前回調査と比較すると今回調査の方が増加しています。（グラフは次ページ参照）

（単位：％）

	前々回調査(H25) (n=682)	前回調査(H30) (n=656)	今回調査(R6) (n=409)
病気や発育・発達に関すること	37.4	38.7	33.0
食事や栄養に関すること	36.5	36.6	31.5
育児の方法がよくわからないこと	7.3	8.4	4.4
子どもの接し方に自信が持てないこと	17.3	17.4	19.8
子どもとの時間を十分取れないこと	24.8	25.2	26.4
話し相手や相談相手がいないこと	5.7	4.3	8.3
仕事や自分のやりたいことが十分できないこと	27.3	23.5	28.9
子どもの教育に関すること	30.9	33.1	35.9
友達づきあいやいじめに関すること	23.0	23.8	24.0
不登園等の問題	1.2	3.8	2.4
子育てに関して配偶者、パートナーの協力が少ない	10.7	7.0	6.1
自分の子育てについて、親族等周りの目が気になる	6.7	5.3	5.4
配偶者・パートナー以外に子育てを手伝ってくれる人がいないこと	12.2	14.5	13.9
子どもを叱りすぎているような気がする	40.5	37.8	29.1
子育てのストレスから子どもに手を上げたり、世話をしたくなくなる	9.1	7.3	9.0
地域の子育て支援サービスをうまく活用できない	5.6	7.3	6.1
しつけの仕方に関すること	38.9	30.0	21.8

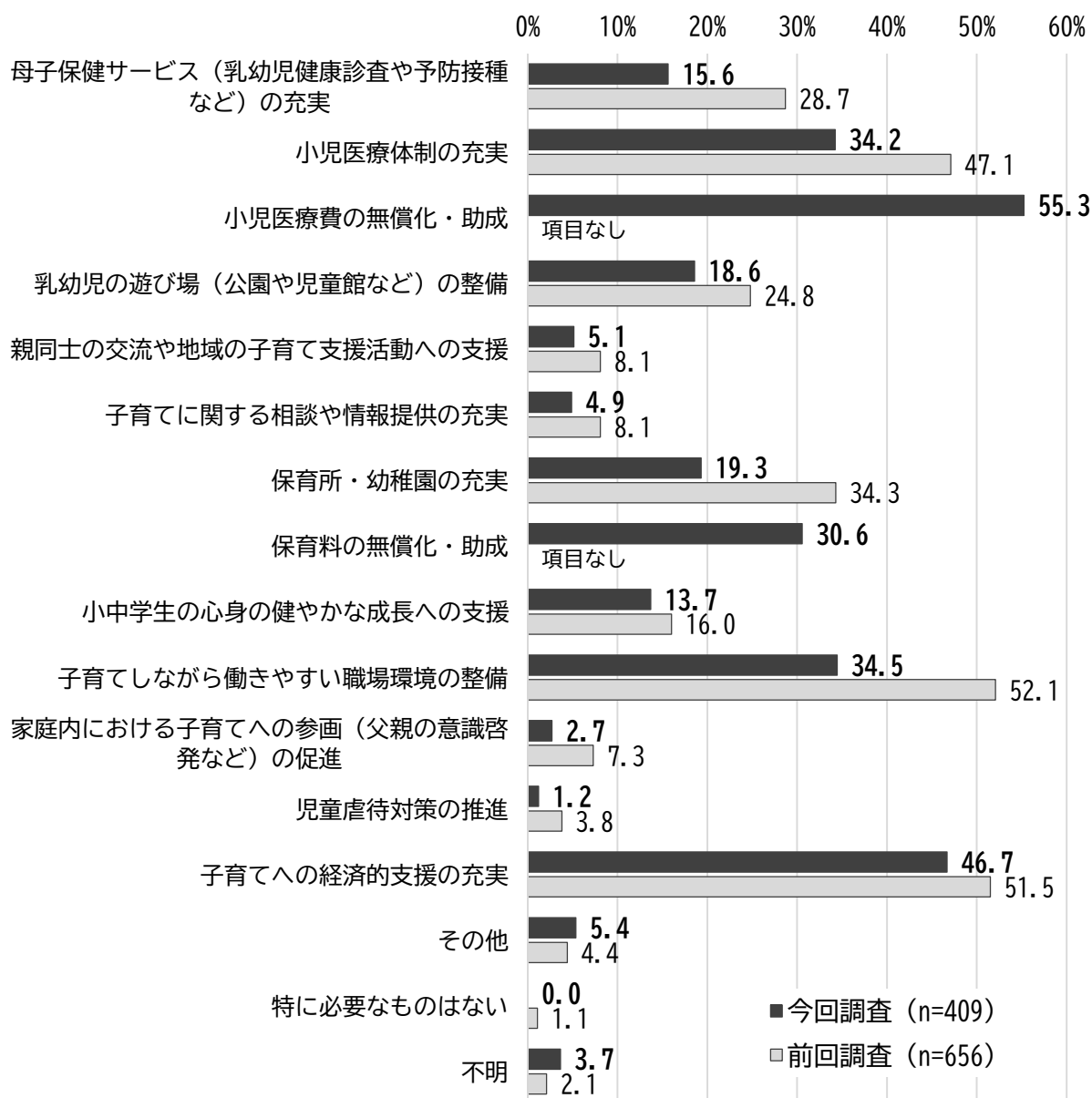
【悩み事や気になること】



(9) 子育てしやすいまちづくりのために重要な取組

子育てしやすいまちづくりのために、今後どのようなことが最も重要だと思うか、という問いに対し、「小児医療費の無償化・助成」の割合が最も高く 55.3%、次いで「子育てへの経済的支援の充実」が 46.7%と続いています。

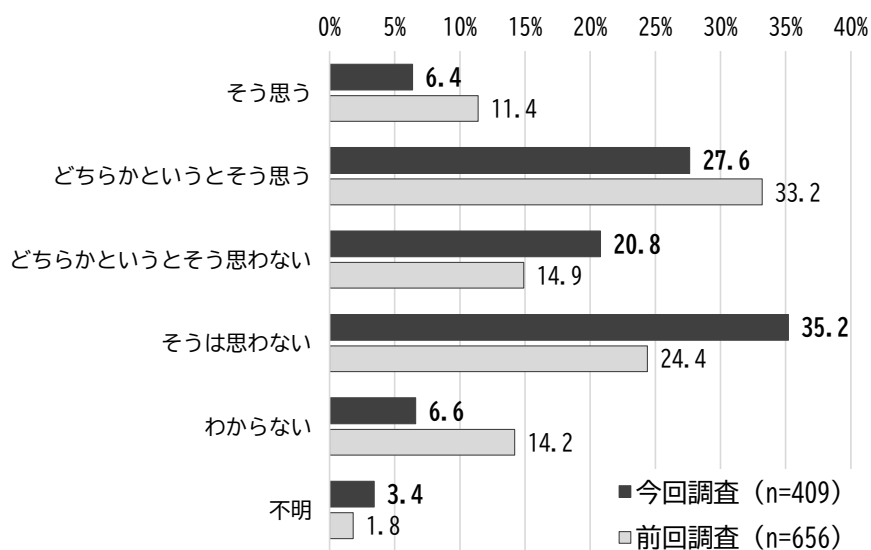
前回調査との比較では、前回調査にはなかった項目である「小児医療費の無償化・助成」と「保育料の無償化・助成」を除くと、増加している項目はありません。一方でほとんど項目は、減少しており、特に「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」と「保育所・幼稚園の充実」、「母子保健サービス（乳幼児健康診査や予防接種など）の充実」、「小児医療体制の充実」などが大きく減少しています。



(10) 子育て環境や支援への満足度

中標津町は、子育てをしやすいまちと思うか、という問に対し、今回調査では「そう思う」と「どちらかというと思う」の合計 34%より、「そうは思わない」と「どちらかというと思わない」の合計 56%のほうが、割合が高くなっています。

前回調査との比較では、「そう思う」や「どちらかというと思う」は低下し、「そうは思わない」と「どちらかというと思わない」は高くなっています。



◆アンケート調査結果から見える課題と第3期計画への反映

・保護者の就労状況と保育ニーズ

第3章1(1)により、未就学児童保護者の母親の就労状況からは、フルタイムで就労する母親が増加し、仕事を辞めて子育てに専念するという世帯は減少しています。出産を機に離職する母親もこの10年で大きく減少しており、子どもを産んでも働き続ける世帯は年々増加しています。

このため、子どもの数は減少していくものの、保育を必要とする世帯は増加しているため、保育ニーズはそれほど減少せずに推移すると考えられ、保育ニーズに対応する保育士の確保を含めた適切な体制の整備が求められます。

また、3歳以上児童は、保育園、認定こども園に入園していますが、3歳未満児(R5:391人)の内、どこにも入園していない無園児は約6割(251人)おり、共働き家庭の増加により、保育枠に空きがあれば入園希望する可能性があり、保育枠の確保(増員)が合わせて求められます。

■第3期計画への反映～第5章基本目標1(5)①「幼児期の教育・保育の充実」(P46～48)

・教育と保育の双方のニーズへの対応

第3章1(3)により、現在の教育・保育施設の利用状況と、今後利用したい教育・保育ニーズを比較すると、「認定こども園+預かり保育」の差が最も大きくなっており、認定こども園の今後の利用希望が高くなっています。幼稚園型の認定こども園が整備されたことで、保護者は教育に特色があると考えられ、なおかつ保育も実施している認定こども園に期待していると考えられます。

■第3期計画への反映～第5章基本目標1(1)④「地域子ども・子育て支援事業の充実」(P38～39)、(5)①「幼児期の教育・保育の充実」(P46～48)

・周囲の支援を受けられない保護者

第3章1(5)により、未就学児童保護者の内、「日頃、子どもをみてもらえる親族・知人はいるか」という問いに対し、「いずれもない」が約2割となっています。これらの世帯には、預け先の確保等、公的な支援等が必要になると考えられます。

■第3期計画への反映～第5章基本目標1(1)④「地域子ども・子育て支援事業の充実」(P38～39)

・理想の子どもの数

第3章1(6)により、今後希望する子どもの数については、前回と大きな変化はないものの、わずかながら「これ以上望まない」が増え、『1人』と『2人』を希望する」が減少しており、希望する子どもの数が少なくなっています。

また、子どもをこれ以上望まないと回答した方が、子どもが欲しいと思える条件としては、「経済的負担が軽くなれば望む」が最も高くなっています。さらに前回調査と比較すると「仕事との両立が困難でなければ望む」や「子どもの将来に不安を感じなければ望む」が高くなっています。

安心して子どもを産み育てていくには、子育て家庭への経済的支援とともに、両親のワー

ク・ライフ・バランスの改善なども同時に必要となっています。

■第3期計画への反映～第5章基本目標1～4（P35～68）

・放課後児童クラブ

第3章1（7）により、放課後を過ごしている場所は、経年比較で増加しているのは「児童館・児童センター」となっています。また、放課後児童クラブ（学童保育）もわずかながら増加しており、公的な施設で過ごす児童が増えてきており、これらの施設の充実が求められています。

■第3期計画への反映～第5章基本目標2（1）①「児童館事業の充実」（P50～51）

・保育料の負担感

第3章1（4）により、現在保育料を負担している保護者の約半数は、保育料を高いと感じています。さらに、その高いと感じている保護者のうち約6割は、保育料を無償化してほしいと考えており、子育て支援でのさらなる経済的支援が求められています。

■第3期計画への反映～第5章基本目標1（5）①「幼児期の教育・保育の充実」（P46～48）

・子育ての負担感や悩み事

第3章1（8）により、子育ての不安や負担感については、「非常に感じる」の割合が増加しています。

また、悩み事や気になることでは、「子どもの教育に関すること」が最も高くなっています。経年比較では、「子どもの教育に関すること」や「仕事や自分のやりたいことが十分出来ないこと」が増加しています。

子育て支援の質的な側面を充実させていくとともに、保護者の働き方を含めた総合的な満足感を高めていく支援が求められています。

■第3期計画への反映～第5章基本目標2（3）「魅力のある学校教育の推進」（P53～56）

・小児医療費

第3章1（9）により、子育てしやすいまちづくりのために重要な取組として、「小児医療費の無償化・助成」を選んだ人が最も多くなっており、小児医療費支援の充実が求められています。

■第3期計画への反映～第5章基本目標1（1）①「児童に関わる総合業務体制の充実」（P35）

・子育て環境や支援への評価

第3章1（10）により、「中標津町は、子育てをしやすいまちと思うか」という問に対し、「そうは思わない」と「どちらかというと思わない」の割合が、前回調査より高くなっています。

子育てをしやすいまちとは思えない理由には、様々な要因があると考えられます。ここまでのアンケート調査の内容から、経済的な支援のさらなる充実、保護者のワーク・ライフ・バランスの改善に資する施策の充実、教育内容の充実などが必要と考えられます。

■第3期計画への反映～第5章基本目標1～4（P35～68）

2 第2期計画の取組の評価

(1) 計画目標事業の実行状況と評価

第3期中標津町子ども子育て支援事業計画の策定にあたり、第2期計画に掲載した各施策について、実行状況の評価を行いました。

※実行状況の評価について：第2期計画に掲げられた施策目標の各種事業の実施状況について、「計画通りに実行した」＝3点、「一部実行した」＝2点、「実行できなかった」＝1点として評価を実施しました。基本目標については、施策目標における各種事業の平均点を算出し、2.5点以上＝A、1.5点以上2.5点未満＝B、1.5点未満＝Cとしています。

基本目標・施策目標と各種事業				評価
基本目標1 子育て家庭を応援・支援する地域づくり				A
施策目標1 子育て支援体制の充実				A
	各種事業	実行状況		
	児童に関わる総合業務体制の充実	子育て総合窓口（子育て支援課）の設置、子育て世代包括支援センターの設置等	継続	3点
	子育て支援センター事業の充実	地域子育て支援拠点（みらいる）の設置、赤ちゃんふれあい交流事業、こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施	継続	3点
	子育て支援情報の提供	子育て支援ガイドブックの年1回の発行、子育て支援機関紙の年12回の発行等	継続	3点
施策目標2 子育て支援ネットワークの充実				A
	子育てネットワーク会議の推進	子ども・子育て会議の実施	継続	3点
	子育てサポート事業の推進	ファミリー・サポート・センター事業、子育てサークルの育成支援	継続	2点
施策目標3 援助を必要とする家庭支援				A
	発達支援事業の推進	児童発達支援、児童発達支援センター事業、障がい児保育の実施、医療的ケア児支援等	継続	3点
	ひとり親家庭等への支援	ひとり親家庭相談の実施、ひとり親家庭医療給付事業の実施、母子家庭等就業自立支援事業の実施	継続	3点
施策目標4 仕事と子育ての両立支援				A
	仕事と子育てを両立しやすい環境整備	仕事と子育ての両立のための広報・啓発・情報提供の実施、企業型保育事業所の設置推進	継続	3点
	父親の子育て参加の推進	子育て・パパのひろば、パパママ教室の実施	継続	3点

施策目標5 保育・子育て支援事業の充実					A
	幼児期の教育・保育の充実	認可保育園の施設整備、子ども・子育て支援制度移行、計根別幼稚園満3歳児受入実施等	継続	3点	
	地域子ども・子育て支援事業の充実	利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、延長保育事業、一時預かり保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業、妊婦健康診査、乳児家庭全戸訪問事業等の実施等	継続	3点	
	保育職員の資質向上	幼保連携協議会設立	拡充	2点	
基本目標2 次代を担う子どもの生きる力と豊かな心を育む環境づくり					A
施策目標1 児童の健全育成					A
	児童館事業の充実	西児童館移転整備、児童クラブ、チャイルドアドバイザー、じどうかん祭り、児童館菜園事業等の実施	継続	3点	
施策目標2 家庭や地域の教育力の向上					B
	親支援の機会の充実	子育て研修の周知、家庭教育学級、生涯学習研修講座等の実態	継続	2点	
	地域活動の参加促進	林業体験事業、木工芸教室、職業体験事業等の実施	継続	2点	
施策目標3 魅力のある学校教育の推進					A
	教育課題の解決に向かう教育の推進	小中一貫教育、コミュニティ・スクール等の実施、特別支援学級の推進	継続	3点	
	豊かな人間性を育む教育の推進	スクールカウンセラー配置、適応指導教室での専門相談員2名体制の維持等	継続	3点	
	社会の変化に対応する教育推進	外国青年招致事業（AET）等の実施	継続	3点	
基本目標3 子どもを健やかに生み育てる環境づくり					A
施策目標1 妊娠期からの切れ目ない支援					A
	子育て世代包括支援センター	子育て世代包括支援センターの設置	継続	3点	
施策目標2 学童・思春期に対する支援					A
	性に関する正しい知識の普及	性教育の実施等	継続	3点	
	学童・思春期の食生活の向上と歯と口腔の健康づくりの推進	食育の推進、生活習慣病予防相談、歯科指導の実施	継続	3点	
施策目標3 妊娠・出産・新生児への支援					A
	妊娠期の健康管理の充実	妊婦相談・保健指導の実施、妊婦健康診査費用助成、特定不妊治療費の助成等	継続	3点	
	産褥期・新生児期の健康管理の充実	新生児全戸訪問、産婦健診、産後ケア事業の実施等	継続	3点	

施策目標4 健やかな成長・発達への支援					A
	適切な生活習慣の獲得	乳幼児相談・健診・来所相談の実施	継続	3点	
	乳幼児の食生活の向上と健康づくりの推進	健診時・相談時の栄養指導、離乳食教室の実施	継続	3点	
	乳幼児期における歯と口腔の健康づくりの推進	歯科健診・歯科相談、むし歯予防教室、フッ化物塗布の実施	継続	3点	
	感染症予防の推進と予防接種対策の充実	予防接種の周知・勧奨、予防接種の実施	継続	3点	
	子どもの病気や障がいの早期発見と支援	こども相談（専門職の相談）、発達支援関係の相談（巡回相談・専門支援事業）の実施等	継続	3点	
	家庭内の乳幼児の事故防止啓発・推進	健診・相談での家庭内事故の周知・啓発の実施	継続	3点	
	妊産婦・乳幼児に優しい地域づくり	マタニティマークの周知、子育てガイドブックの作成・配布	継続	3点	
基本目標4 子どもたちが安心して暮らせるまちづくり					A
施策目標1 子どもの安心・安全の確保					A
	事故発生時の心肺蘇生法の指導強化	子どもに係る救急救命講座の実施	継続	3点	
	子どもの交通安全対策	交通安全指導員の配置・教室の実施	継続	3点	
	防犯強化に伴う取り組みの実施	防犯パトロールの実施、防犯灯の設置・維持、スクールガードリーダーの派遣	継続	3点	
	防災力の向上	防災教室の実施	継続	2点	
施策目標2 快適な生活環境の整備					A
	人にやさしい施設づくりの推進	公共施設へのバリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入・推進	継続	3点	
	公園の再整備とユニバーサルデザイン遊具の設置・推進	公園遊具の公園施設長寿命化計画に基づいた整備推進	継続	3点	
	安全な歩道整備・歩行者優先の道路整備事業	生活道路・通学路の安全確保・整備促進	継続	3点	
施策目標3 人権意識の醸成					A
	人権意識の醸成・啓発	小中学校での人権擁護教室の実施、人権の花運動の実施等	継続	3点	
施策目標4 子育て支援・虐待防止対策の充実					A
	子育て支援・虐待防止ネットワーク会議の推進	要保護対策地域協議会の実施、要保護対策支援員配置、養育支援カンファレンスの実施等	継続	3点	
	虐待の早期発見と早期支援・子育てを取り巻く体制の整備	虐待早期発見にむけたアンケートの実施、養育支援家庭訪問の実施等	継続	3点	

第4章 基本方針【子ども・子育て支援社会の構築に向けて】

1 計画の基本理念

中標津町子ども・子育て支援事業計画は、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。

地域で育つ 地域で育てる 未来の力

～ 世代を超えてみんなが笑顔で自信をもてくらせる町 ～

子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、将来の活力ある社会の担い手の育成にもつながるものであり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。

そのためには、子ども・子育て支援のための施策を質・量ともに充実させるとともに、家庭を中心に、保育園・幼稚園・認定こども園、学校、地域、企業その他、社会を構成するすべての人々が、子ども・子育て支援に対する関心や理解を深め、相互に密接に連携しながら、それぞれの役割を十分に果たしていく必要があります。

第3期中標津町子ども・子育て支援事業計画は、前計画の基本理念を継承しながら、子ども・子育て支援新制度による保育体制整備を含む、総合的な子育て支援を推進し、子育てにやさしい、お年寄り・子ども・青少年等、世代を超えてみんなが笑顔で暮らせるまちづくりに取り組んでいきます。

2 計画の基本的視点

基本理念をうけ、この計画における基本的な視点を次の5点にまとめます。

1. 一人ひとりの子どもの権利を尊重する視点

子どもたちの幸せを第1に考え、成長過程においてその人権が最大限に尊重されることが大切です。特に支援が必要な子どもたちに対しては子どもの権利が充分保障されるよう配慮します。

2. 次代の親を育む視点

すべての子どもたちの健やかな育ちを保障していくためには、乳児、幼児、学童期などの特性を踏まえ、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されるとともに、子どもは次代の親になるという認識のもと、教育・保健・福祉・雇用等のあらゆる分野にわたる総合的な支援が行えるよう取り組みを進めます。

3. 子育てを応援する視点

子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることが出来るよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を持つことのないよう支援体制の整備を推進します。

4. 地域社会全体で子ども・子育てを見守る視点

子育ての基本的役割は家庭であるという認識の下、子どもや親、子育てを地域全体で支えあう体制づくりが必要です。子育て支援等を通して地域への貢献を希望する人も含めて、地域の自然・施設等、社会資源を有効活用できる取り組みを推進します。

5. 「ワーク・ライフ・バランス」を実現する視点

男性・女性も含めた働き方の見直しには、企業等の理解と協力が不可欠です。子育て支援に取り組もうとする事業者に対し、情報提供等の支援を進めます。

3 計画の基本目標

基本理念の実現のために、4つを基本目標として総合的に施策を推進します。

1. 子育て家庭を応援・支援する環境づくり

子どもを生み育てることには、大きな喜びや感動があると同時に、様々な悩みがつきものです。子どもの成長と一緒に、笑ったり、泣いたり、つまずきながら、親もまた親として成長していくものです。しかし、核家族化や少子化などの子どもを取りまく社会環境の変化により、子育てに負担や疲れを感じ、自信が持てなくなっている現状もあります。その負担等の軽減を図る施策を地域の中で充実させ、世代を超え、地域社会全体で安心して子育てができ、子育て家庭を十分にサポートできる環境づくりを推進していきます。

また、全ての子どもが、質の高い幼児期の生活環境を維持できるよう「教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」を図ります。また、就労の有無に関わらず安心して子育てができるようニーズに応じたきめ細やかな保育サービスの充実を推進します。

2. 次代を担う子どもの生きる力と豊かな心を育む環境づくり

次代の担い手である子どもたちが自己を確立し、やさしく、心豊かに成長するための施策を充実していくためには、家庭をはじめ地域と学校が手をつなぎ、本来持っている教育力を活性化していくこと、また、命の大切さをしっかりと伝え、今日のめまぐるしい社会の変化の中で、たくましく生きていけるよう子どもたち自身が「生きる力」を身につけることが重要です。親子、また地域の人との触れ合いの中で、子どもたちが自ら学び、自主的に判断・行動し、他人を思いやる心、感動する心など豊かな人間性を育んでいく取り組みを推進します。

3. 子どもを健やかに生み育てる環境づくり

子どもたちが、健やかにのびのびと育っていくことは、すべての人の願いです。安心して子どもを生み、ゆとりを持って子どもを育てていくためには、妊娠・出産・乳幼児期において、一貫した子育て世帯にやさしい環境づくりが必要です。親子の健康を確保し、育児不安の軽減、子どもの疾病の予防等を目的とした健康相談や訪問指導の充実等を図り、育児支援の充実に向けた取り組みを推進します。

4. 子どもたちが安心して暮らせるまちづくり

子どもと大人がお互いに尊重し合い、理解を深め、同じ町民として手をつなぎ地域を支え、明るい未来を作り上げていかなければなりません。すべての子どもの人権が守られるよう、虐待防止対策や支援は地域で真剣に取り組まなくてはならない課題でもあります。子どもたちが安心して暮らすことができるためには、のびのびと活動できる空間や安全に暮らすことのできる環境の整備も重要です。安全・安心なまちづくりも推進していきます。

4 施策体系図

基本理念	基本目標	施策目標	個別施策
地域で育つ・地域で育てる未来の力 世代を超えてみんなが笑顔で自信をもつてくらせる町	基本目標1 子育て家庭を応援・支援する地域づくり	(1) 子育て支援体制の充実	① 児童に関わる総合業務体制の充実
			② 子育て支援センター事業の充実
			③ 子育て支援情報の提供
			④ 地域子ども・子育て支援事業の充実
		(2) 子育て支援ネットワークの充実	① 子育てネットワーク会議の推進
			② 子育てサポート事業の推進
		(3) 援助を必要とする家庭支援	① 発達支援事業の充実
			② ひとり親家庭等への支援
		(4) 仕事と子育ての両立支援	① 仕事と子育てを両立しやすい環境整備
			② 父親の子育て参加の推進
		(5) 保育の充実	① 幼児期の教育・保育の充実
			② 保育職員の資質向上
	基本目標2 次代を担う子どもの生きる力と豊かな心を育む環境づくり	(1) 児童の健全育成	① 児童館事業の充実
		(2) 家庭や地域の教育力の向上	① 親支援の機会の充実
			② 地域活動への参加促進
		(3) 魅力のある学校教育の推進	① 教育課題の解決に向かう教育の推進
			② 豊かな人間性を育む教育の推進
			③ 社会の変化に対応する教育推進
	基本目標3 子どもを健やかに生み育てる環境づくり	(1) 親子の健康づくり	① 妊産婦の健康管理の充実
			② 乳幼児の健康管理への支援
			③ 乳幼児期の食生活の向上及び歯と口腔の健康づくりの推進
			④ 感染症予防の推進と予防接種対策の充実
		(2) 親子に寄り添う支援	① 妊娠期からの支援体制の充実
			② 子どもの病気や障がいの早期発見と支援
	基本目標4 子どもたちが安心して暮らせるまちづくり	(1) 子どもの安心・安全の確保	① 事故発生時の心肺蘇生法の指導強化
			② 子どもの交通安全対策
			③ 防犯強化に伴う取り組みの実施
			④ 防災力の向上
		(2) 快適な生活環境の整備	① 人にやさしい施設づくりの推進
			② 公園の再整備とユニバーサルデザイン遊具の設置・推進
			③ 安全な歩道整備・歩行者優先の道路整備事業
		(3) 人権意識の醸成	① 人権意識の醸成・啓発
		(4) 子育て支援・虐待防止対策の充実	① 子育て支援・虐待防止ネットワーク会議の推進
			② 虐待の早期発見と早期支援・子育てを取り巻く体制の整備

第5章 基本目標ごとの取組

基本目標1 子育て家庭を応援・支援する地域づくり

- | |
|--------------------|
| (1) 子育て支援体制の充実 |
| (2) 子育て支援ネットワークの充実 |
| (3) 援助を必要とする家庭支援 |
| (4) 仕事と子育ての両立支援 |
| (5) 保育の充実 |

(1) 子育て支援体制の充実

<現状と課題>

児童福祉に関わる業務を一本化し、きめ細やかな対応や支援を円滑に行うために、平成18年、機構改革により『子育て支援室』を設置し、令和4年度からは『子育て支援課』になりました。また、子どもの居場所づくりや母親の就労環境の整備を目的に児童館を核とした子育て支援体制の推進に取り組んできました。人口減少や地域力の低下が問題になっている社会情勢にあり、子どもの成長過程を含めた健やかな育ちを地域全体で見守っていく子育て支援体制を推進することが必要です。

①児童に関わる総合業務体制の充実

《事業の概要》

相談業務はもとより、児童に関する総合案内や、子ども・子育て新制度の推進、発達支援事業、児童館事業、医療給付、各種手当等の子育て支援情報の発信及びきめ細やかな対応やサービスの提供を目指します。

施策・事業	現在の進捗状況	R11年度目標	担当課
子育て総合窓口の設置	1箇所	1箇所	子育て支援課
児童手当給付	国基準で実施	実施	子育て支援課
子ども医療費の減免 (無償化・減額等)	道基準で実施	町独自減免の実施	子育て支援課
こども家庭センターの 設置(新規)	0箇所	1箇所	子育て支援課 健康推進課

※こども家庭センター

児童福祉法の改正により、既に実施している子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点の機能を維持しつつ、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的に相談支援を行う機能を有する機関(こども家庭センター)を令和9年度までに設置することになっています。こども家庭センターには、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が統合されることになります。

②子育て支援センター事業の充実

《事業の概要》

児童センター「みらいる」の中に、安心して親子で気軽に遊びに行くことができる空間となる子育て専用ルームを設置しました。

子育て支援センター事業として、生後4か月までの乳児を持つ家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問事業」、全中学3年生を対象に「赤ちゃんふれあい交流事業」等を実施しています。赤ちゃんふれあい交流は事業開始より20年が経ちますが、赤ちゃんがボランティアするというユニークな取り組みとして全国でも紹介されているとともに、当時の中学生が母親となって参加する、またボランティアとして参加した赤ちゃんが今度は中学生になってボランティアされるなど命の重みの世代間連鎖を目指した事業として重要な事業になっています。

施策・事業	現在の進捗状況	R11年度目標	担当課
地域子育て支援拠点事業	1箇所	1箇所	子育て支援課
つどいの広場事業	810人	1,000人	子育て支援課
赤ちゃんふれあい交流事業	中学3年生を対象に実施	中学3年生を対象に実施	子育て支援課
こんにちは赤ちゃん訪問事業	88%	90%	子育て支援課
伴走型相談支援・出産子育て応援給付金事業（新規）	100%	100%	子育て支援課 健康推進課

※こんにちは赤ちゃん訪問事業

中標津町では安心して子育てができるよう、保健センターが生後1ヶ月までの乳児のいる家庭に対して新生児や産婦の健康状態を確認・指導することを目的として行う「新生児訪問」と、子育て支援センターが生後4ヶ月までの乳児のいる家庭の孤立化を防ぎ、虐待予防や健全な育成環境を把握するために行う「こんにちは赤ちゃん訪問事業」を実施しています。一体的に行うことにより、全家庭の親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言、さらには支援が必要な家庭に対して継続的な支援を行う等、保健師・保育士等、それぞれの専門性を生かした視点で、ひとりひとりに添ったきめ細やかな支援を目指しています。

※伴走型相談支援・出産子育て応援給付金事業

妊娠期から出産・子育て期まで一貫して身近で相談に応じ、さまざまなニーズに即した必要な支援につなぐことを目的に令和5年3月から実施しています。出産・育児に係る相談や、継続的な情報発信等を行い必要な支援につなげる伴走型相談支援と、出産・育児や、子育て支援サービス利用等のための経済的支援を一体的に実施する事業です。

■子育て支援事業実績

区 分			H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
子育て支援センター来館者(人)			10,478	12,373	11,735	11,849	8,405	6,033	4,057	4,620	4,483
各児童館子育て支援来館(人)			520	479	440	375	734	734	470	1,289	1,067
広場	ぱぷぱぶクラブ(人)		3,043	1,739	2,020	1,752	1,480	310	179	431	789
	パパの広場(土曜日)(人)		72	21	62	47	38	41	0	13	21
赤ちゃんふれあい交流事業		回数	8回	8回	7回	8回	8回	0回	7回	7回	7回
		赤ちゃんボランティア登録数	62組	59組	56組	59組	65組	0組	0組	0組	0組
こんにちは赤ちゃん訪問事業		件数	176	187	153	174	137	118	106	97	88
		訪問率	85.4%	90.7%	87.9%	80.9%	97.0%	87.4%	88.3%	85.8%	88.0%
伴走型相談支援・ 出産子育て 応援給付金事業	出産応援 給付金※	給付件数	-	-	-	-	-	-	-	176	140
		妊娠件数								176	140
	子育て応援 給付金※	給付件数	-	-	-	-	-	-	-	117	114
		出産件数								117	114
子育てサークル		登録数 (団体)	5	5	5	3	4	4	4	4	4
		延人数 (人)	2,617	3,000	2,677	2,384	1,625	1,560	859	534	1,079
子育てサークルOB会(団体)			1	1	1	1	1	1	1	0	0
ママさんサークル(団体)			1	1	1	1	0	0	0	0	0

※赤ちゃんふれあい交流事業は、令和3年度から新型コロナウイルス感染症対策として、赤ちゃん人形による疑似体験により実施。(令和2年度は中止)

※伴走型相談支援・出産子育て応援給付金事業の出産応援給付金(妊娠時支給)と子育て応援給付金(出産時支給)は、転出入等により同数にならない。

③子育て支援情報の提供

《事業の概要》

子育て家庭が望む情報は、中標津町の子育てに関するすべての情報であり、官民一体となった情報の収集・提供が必要です。子ども・子育てに係る施策や事業を総合的に把握し、正確な情報を一元化した中で定期的に提供できるシステム及びSNSを含めたホームページや冊子による周知の方法を確立していきます。

施策・事業	現在の進捗状況	R11年度目標	担当課
子育て支援ガイドブック	年1回発行	年1回発行	子育て支援課
子育てホームページ及びSNS	都度更新	継続して実施	子育て支援課
子育て支援機関紙	年12回発行	年12回発行	子育て支援課
どさんこ・子育て特典制度の推進	子育て世帯に配布	継続して実施	北海道事業(子育て支援課)

④地域子ども・子育て支援事業の充実

《事業の概要》

幼児期の保育・教育の充実とともに、子ども・子育て支援新制度では、市町村が主体となってすべての子育て家庭を対象に地域のニーズに応じた様々な子育て支援を実施する事業の推進を目指しました。本町でも、ニーズ調査の結果を受け、次世代育成支援地域行動計画（平成17年度から平成26年度）期間において、乳幼児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業、放課後児童健全育成事業（児童クラブ）の拡大等に取り組み、前第1期子ども・子育て支援事業計画期間（平成27年度から令和元年度）では一時預かり事業、ファミリー・サポート・センター事業、病児保育事業を実施しました。

第2期計画（令和2年度から令和6年度）では、子育て世代包括支援センターを子育て支援課と保健センターに設置しました。

地域の相互援助活動で成り立つファミリー・サポート・センター事業については、市街地に提供会員が集中する傾向にあることから、今後、事業の周知をはかり、計根別地域をはじめ、新たな地域から提供会員として身近で子育てをサポートできる人材を発掘することも重要です。

地域、官民一体となった子育て支援の充実を目指します。

施策・事業	現在の進捗状況	R11年度目標	担当課
利用者支援事業 （子育て世代包括支援センター）	3箇所	3箇所	健康推進課、 子育て支援課
地域子育て支援拠点事業	1箇所	1箇所	子育て支援課
延長保育事業	一部実施	一部実施	子育て支援課 （各事業所）
一時預かり事業（幼稚園型）	5園	5園	子育て支援課
一時預かり事業（一般型）	2箇所	2箇所	子育て支援課
ファミリー・サポート・センター事業	1箇所	1箇所	子育て支援課
子育て支援短期事業	0箇所	0箇所	他機関の活用
病児保育事業	1箇所	1箇所	子育て支援課
放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	9クラブ	9クラブ	子育て支援課
妊婦健康診査	実施	実施	健康推進課
乳児家庭全戸訪問事業（こんには赤ちゃん事業）	80.70%	90.00%	子育て支援課
養育支援訪問事業	実施	継続して実施	子育て支援課
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	—	実施	子育て支援課

■地域子ども子育て支援事業の利用実績（平成 27 年度から実施）

（単位：人）

事業名（実施施設）		H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
幼稚園型 一時預かり 事業	ひかり幼稚園	4,784	5,938	5,761	7,569	4,169	3,342	3,178	2,773	2,512
	第2ひかり幼稚園	4,240	3,710	4,235	4,596	4,486	4,211	5,282	4,452	1,618
	愛光幼稚園	4,131	4,450	4,484	3,979	4,088	1,659	2,025	1,335	996
	カトリック幼稚園	2,811	3,067	2,881	2,912	2,703	2,299	1,692	2,240	1,952
	計根別幼稚園	3,949	3,945	3,321	2,778	1,538	3,497	2,213	2,576	2,327
	合 計	19,915	21,110	20,682	21,834	16,984	15,008	14,390	13,376	9,405
一般型一時預かり事業		559	702	821	805	690	715	718	777	971
ファミリー・サポート・センター事業		325	328	561	457	523	539	425	302	468
病児保育事業		96	99	248	173	203	137	186	89	62
合 計		20,895	22,239	22,312	23,269	18,400	16,399	15,719	14,544	10,906

※計根別こども館「えみふる」一時預かり事業は平成 31 年 4 月より実施

※一時預かり事業

事業の趣旨：家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所等で、一時的に預かり保育を行う事業

実施主体・場所：各認定こども園・幼稚園・こども園かぼの・計根別こども館えみふる

※ファミリー・サポート・センター事業

事業の趣旨：地域において、子どもの預かり援助を行いたい者、援助を受けたい者が会員組織によりセンターを立ち上げて行う事業。

実施主体・場所：こども園かぼの

※病児保育事業

事業の趣旨：児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、病院・診療所・保育所等に不随されたスペースで一時的に保育する事業。

実施主体：ニューグリーンハウス保育園

実施場所：町立中標津病院

備考：令和 5 年度まで本事業を委託した「中標津こどもクリニック」の閉院に伴い、令和 6 年 4 月からニューグリーンハウス保育園に事業運営を委託し、町立中標津病院において実施しています。

(2) 子育て支援ネットワークの充実

<現状と課題>

全国的に核家族化や少子化、及び地域の希薄化が進行する中、転勤族等の転入も多い本町で、誰にも相談できず育児に対する不安をひとりで抱え込む母親が増加しています。子育て中の親が安心して子育てができ、また子育てに対する身体的・心理的な負担を軽減するためには、子育て支援を目的とした地域のネットワークを形成し、地域の中で子育ての悩みや不安を気軽に相談できる場所の提供や人材の育成を進めることが重要です。

①子育てネットワーク会議の推進

《事業の概要》

子ども・子育て支援事業計画策定時（平成 27 年度）から関わってきた子ども・子育て会議は、本町の子育て支援を推進していく上で重要な組織であり、本町の状況や国の動向等を踏まえて、子育て支援施策や保育事業等を議論・検討していきます。

多様化する子育て支援サービスの効率的な運営を図るためにも、子ども・子育て会議を中心としたネットワーク機能の充実を図り、町全体の子育て支援事業の推進に努めます。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
子ども・子育て会議の推進	年 2 回開催	年 2 回開催	子育て支援課

②子育てサポート事業の推進

《事業の概要》

ファミリー・サポート・センター事業は、利用する会員と支援する援助会員の相互間の信頼関係のもと、援助会員宅又は委託事業者にて保育を行う事業です。

幼児の子育てに関心のある方、子育ての経験を生かしてボランティア活動をしてみたいと考えている方を資格の有無や年齢を問わず広く募集し、援助会員となる方が子育てに関わる講座等の受講を通して自信をもち、また楽しく子育てをサポートできるよう、人材発掘・支援に取り組み、援助会員サポーターの拡大に取り組みます。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
ファミリー・サポート・センター事業	1 箇所	1 箇所	子育て支援課
子育てサークルの育成支援	4 団体	4 団体	子育て支援課
いどばたの学校OB会活動支援	1 団体	1 団体	子育て支援課

(3) 援助を必要とする家庭支援

<現状と課題>

乳幼児健診は、子どもの身体的発達や精神的発達を確認し、発達の遅れ等を発見するスクリーニングの目的をあわせもっています。また、子育て支援センターにおいても発達の不安や相談を通して、他機関につなげていく等の役割を担っています。支援が必要と診断される子どもに対しては、早期に発見し、発達支援に関わる機関が連携しながら、その子に適した治療や療育を保護者とともに考え、支援していく必要があります。医学の進歩に伴い、発見しづらかった病気が早期に発見されるようになり、また発達障がいについても精神発達遅滞や自閉症、多動など世間一般に知られるようになりました。しかし、障がいをもつ子どもの家族が障がいについて理解を深め受容できるまでの過程は容易なものではありません。保護者の意思を尊重しながら、同じ方向でサポートが出来るよう、乳児期・幼児期・学童期における連携体制を確保し、ハンディキャップを抱えても安定した生活が出来るよう支援が必要です。

また、生活保護世帯やひとり親家庭が増えている現状にあります。安定した生活基盤を確保するためには就労が必要であり、保育体制の整備も含めて就労活動支援等、自立に向けた支援対策が必要です。

①発達支援事業の充実

《事業の概要》

発達支援事業は、発達の遅れや障がいのある子どもとその家族が、身近な地域において適切な相談援助及び発達支援を受けることが出来るように体制を整備する事業です。

児童デイサービスセンターでは多様化するニーズに対応するために公認心理士、言語聴覚士、保育士、作業療法士の専門職を配置し、専門的な療育や家族への相談・援助を実施しています。

また発達のライフステージに合わせた適切な支援や個々の状況に応じた支援が求められることから、地域の関係者との連携を強化することで幅広く支援していくことを目指します。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
児童発達支援センター事業	実施	継続して実施	児童デイ
子ども発達支援事業	保育所等訪問支援	継続して実施	北海道（所管：児童デイ）
巡回療育相談	旭川子ども総合療育センター年2回	継続して実施	北海道（所管：児童デイ）
在宅障がい児巡回療育相談（新規）	美幌療育病院年1回	継続して実施	北海道（所管：福祉課）
巡回児童相談	釧路児童相談所年6回	継続して実施	北海道（所管：子育て支援課）
障がい児相談支援事業（新規）	1箇所	継続して実施	福祉課

児童発達支援	2 箇所	2 箇所	児童デイ、福祉課
放課後等デイサービス	2 箇所	3 箇所	福祉課
障がい児日中一時支援事業	1 箇所	継続して実施	福祉課
特別児童扶養手当	実施	継続して実施	北海道（所管：福祉課）
重度障害児医療費等助成	実施	継続して実施	北海道（所管：福祉課）
障がい児保育	入所児童数 16 人	16 人	町立保育園
医療的ケア児支援事業	実施	必要時実施	福祉課

※在宅障がい児者巡回療育相談

釧路児童相談所、北海道療育園、市町村が連携し、在宅の重度心身障がい児者の家庭を訪問し、相談支援等を行うもの

※障がい児相談支援事業

指定相談支援事業所において、障がい児の自立した生活を支え、児童とその家族が抱える課題の解決や、児童発達支援・放課後等デイサービスとした障がい児通所支援利用にむけてケアマネジメントによりきめ細かく支援するもの

■児童デイサービスセンターの利用実績

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
利用児童延人数	1,122	1,126	1,562	1,194	1,033	1,020	1,337	1,418	1,140	1,621
年開所日数	245	243	243	247	242	241	243	242	242	242

■障がい児日中一時支援事業・放課後等児童デイサービス利用実績

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
日中一時支援利用児童延人数（人） ※1	187	265	305	250	206	175	231	283	239	225
放課後等児童デイ利用児童延人数（人） ※2	147	211	248	269	274	315	464	573	586	659

※1 障がい児日中一時支援事業（カスタネット）

保護者に所用ができて、看護してくれる人がいない場合や看護している方の休息時間の確保のための支援策として、児童に日中の活動の場を提供し、家族の負担軽減を図ることを目的に実施〔対象児童 療育手帳の交付を受けている又は、特別支援学級に在籍する小学生〕

※2 放課後等児童デイサービス実施（とらいあんぐる）

学校通学中の児童に対して、放課後や長期休業日等、所定の施設において、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を児童の個別計画に沿って受けられる事業〔対象児童 療育手帳の交付を受けている又は、特別支援学級に在籍する小学生から高校生までの児童〕

②ひとり親家庭等への支援

《事業の概要》

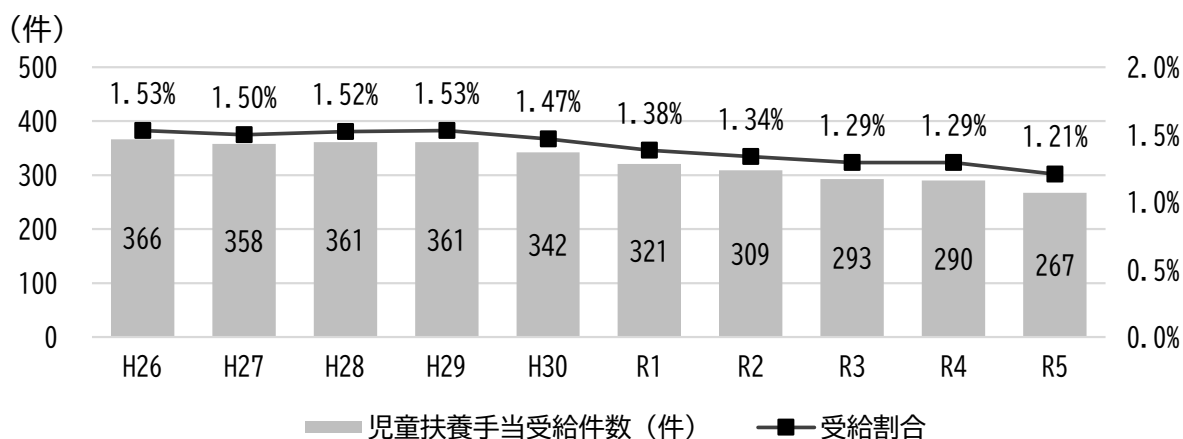
ひとり親家庭が多い本町では、乳幼児を抱える若い世代のひとり親家庭が多い状況にあります。本町では国の施策でもある児童扶養手当の受付事務、また医療費の助成を行っていますが、医療費については、町独自の取り組みとして、児童が18歳になるまでその親にも一部助成を行っています。ひとり親家庭が自立し、安定した生活を送れるための支援策として、住宅や医療費、保育サービスの整備が必要になっています。

また、生活保護世帯も多い状況であり、本人の就労支援策等も含め、子どもに対する自立をサポートすることが必要です。社会福祉事務出張所や地域の民生委員等とも連携し、きめ細やかな支援が求められています。

施策・事業	現在の進捗状況	R11年度目標	担当課
ひとり親家庭相談	随時実施	随時実施	子育て支援課
児童扶養手当の支給	実施	継続して実施	子育て支援課
ひとり親家庭医療給付事業	実施	継続して実施	子育て支援課
母子家庭等就業自立支援事業の促進	随時実施	継続して実施	北海道（子育て支援課）
母子寡婦福祉資金の貸し付け	随時実施	継続して実施	北海道（子育て支援課）

■中標津町の人口と児童扶養手当受給件数の推移

区 分		H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	H26 比
人口(人)	A	23,924	23,892	23,724	23,582	23,281	23,197	23,091	22,666	22,402	22,094	92.35%
児童扶養手当受給件数(件)	B	366	358	361	361	342	321	309	293	290	267	72.95%
割合(%) (B/A×100)		1.53%	1.50%	1.52%	1.53%	1.47%	1.38%	1.34%	1.29%	1.29%	1.21%	



(4) 仕事と子育ての両立支援

<現状と課題>

近年、仕事をする女性は増加傾向にあり、仕事と家庭の両立を担う女性が、出産、子育てをためらうことが少子化の原因のひとつとも言われています。

ニーズ調査では、職場において育児休業等、仕事と家庭の両立支援制度が整っており、保育サービスの充実、また家族の理解があれば就労しながらでも出産したいと考えている女性が多くいる実態もわかりました。女性が働きやすい環境の整備は、男性が働きやすい環境整備にもつながり、男女ともに充実した家庭生活を送るためには仕事時間と生活時間のバランスを保ち、男女がともに子育てに参画できる環境づくりが大切です。職場環境の整備については、難しい問題ではありますが、企業自ら制度を活用し保育等の環境づくりを推進していくことも必要です。

①仕事と子育てを両立しやすい環境整備

《事業の概要》

男女共同参画プランを推進し、職場や地域に子育て支援に関する関係法令等の情報提供等、啓発・啓蒙に努め、仕事と子育てを両立しやすい環境の整備に向けて、意識の向上を図る必要があります。

雇用を促進するため、子ども・子育て支援新制度を活用した事業所内保育所の設置等も含め、企業にも子育て支援の理解を深めていただくよう取組が必要です。女性の仕事と家庭の両立は進みつつありますが、男性は仕事中心の生活を余儀なくされており、このことが男性自身の仕事と子育ての両立希望の実現を妨げるとともに、その結果、女性に家事や子育ての負荷がかかることになり、女性の継続就業を妨げるひとつの要因となっています。男女がともに安心して働き続けるためには、保育の環境を整備すると同時に、働き方についても改善が必要です。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	
仕事と子育てを両立のための広報・啓発・情報提供	随時実施	随時実施	子育て支援課
企業型保育事業所の設置推進	1 箇所	1 箇所	子育て支援課
男女共働参画の推進	啓発活動等の実施	啓発活動等の実施	政策推進課

②父親の子育て参加の推進

《事業の概要》

両親が共に安心して働き続けるためには、環境整備と子育ての両立を推進していかなければなりません。父親が育児に参加する意義や重要性について、啓発を行うと同時に、父親が子どもを連れて気軽に來れる場所の確保も必要です。父親同志の交流の機会として子育て支援センターでは、『パパのひろば』を毎月開催しています。小さな頃からの父親のネットワークが、学童期・中高校生期のPTA活動、及び地域づくりにもつながります。また、父親の育児休業取得に向けた情報提供等を行い、父親の子育て・育児への参加を積極的に推進します。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
子育て・パパのひろば	月1回	月1回	子育て支援課
パパママ教室	年6回	年6回	健康推進課
父親の育児休業取得の推進（新規）	国からの情報提供を基に企業等に情報提供	随時実施	子育て支援課

（５）保育の充実

＜現状と課題＞

子どもの良質な生育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援するために、国は「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指した「子ども・子育て支援新制度」による新しい仕組みを構築しました。

中標津町においても、子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査の結果を踏まえ、幼稚園・保育所の充実とともに、一時預かり事業や病児保育事業等の地域子ども・子育て支援事業を実施してきました。

令和元年10月から3歳以上の児童の保育料無償化がスタートし、保護者の多様化する就労形態に即した保育サービスが提供できるよう、泉保育園の新園舎建設、地域型保育事業所の開設等を進め、3歳未満児の受け皿の確保を進めました。今後も、保護者のニーズに沿った保育サービスを総体的に捉えた整備の推進が必要です。

0歳児から2歳児の保育料については、ニーズ調査からは、現状保育料を負担している保護者の約半数が保育料を高いと感じており、さらなる負担軽減が求められています。

①幼児期の教育・保育の充実			
《事業の概要》 教育・保育サービスについて、利用者の生活実態及び意向を踏まえてサービス提供体制の確保と質の高いサービスの拡充を図ります。幼児期の教育・保育の一体的提供の実現に向けて、子ども・子育て支援新制度の取り組みを推進する必要があります。			
施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
保育料の減免 (無償化・減額等)	国基準及び多子世帯保育料軽減支援事業(道)により実施	町独自減免の実施	子育て支援課
認可保育園・認定こども園の施設整備	泉保育園建替え	状況により実施	子育て支援課 町立保育園
子ども・子育て支援制度移行(3歳未満児枠)促進	待機児童0名(年度当初)	待機児童0名(年度当初)	子育て支援課
障がい児保育の推進	1箇所	1箇所	町立保育園
医療的ケア児の受入れ	実施	継続して実施	福祉課、 町立保育園
計根別幼稚園枠の整備	満3歳児から受入れ	継続して実施	学校教育課
子ども・子育て支援事業計画の推進(保育・教育)	実施	継続して実施	子育て支援課

■認可保育所(町立中標津保育園・泉保育園)

3歳未満児の待機児童が増加する中、令和2年度に泉保育園の新園舎が完成し、定員増加等により、令和4年度以降の年度当初の待機児童は解消されました。しかし、育児休業明け等による年度途中の保育園入所が困難な年齢区分もあり、待機児童(潜在待機児童)は解消されず、保育量を確保する必要があります。

また、障がいを持つ児童も増加傾向にあり、町立保育園による障がい児保育の受入れや、医療的ケア児の受入れも行ってきました。今後も受入体制を構築し、推進する必要があります。

(単位:人)

	定員	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
町立保育園 (内3歳未満)	100	85.1 (34.4)	92.4 (32.1)	91.1 (36.1)	90.9 (37.2)	91.6 (38.0)	93 (41)	91 (36)	96 (41)	94 (40)	77 (24)	77 (24)
障がい児保育		7	5	4	8	8	8	3	4	9	12	12
泉保育園 (内3歳未満)	120	81.7 (28.6)	80.3 (26.5)	80.9 (28.6)	84.7 (28.8)	83.2 (29.1)	81 (27)	90 (33)	108 (47)	98 (41)	94 (31)	96 (31)
合計 (内3歳未満)	220	166.8 (63.0)	172.7 (58.6)	172 (64.7)	175.6 (66.0)	174.8 (67.1)	174 (68.0)	181 (69)	204 (88)	192 (81)	171 (55)	173 (55)

※H30以前の児童数は、月平均在籍児童数。H31以降は、5月1日入園児童数。

※障がい児保育は、特別保育事業による障がい児を含む。

■幼稚園

中標津町には、公立の幼稚園が計根別地域に1箇所あります。計根別幼稚園は、地域の協議を経て、計根別へき地保育所と統合し設立された経緯があります。

3歳に到達した翌年度からの受入れを起こなっていましたが、令和2年10月より3歳（満3歳児）に到達した月から受入れを開始しています。

（単位：人）

	定員	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
計根別幼稚園	95	41	44	45	41	39	26	30	28	32	30	31

※各年度5月1日入園児童数。

■認定こども園

子ども・子育て支援新制度により、町内の私立幼稚園4園は、平成31年4月から幼稚園型認定こども園に移行しました。これにより従来の幼児教育を希望する家庭と保育を希望する家庭の両方が利用でき、保護者のニーズに沿った受入れを行っています。近年は、共働き世帯の増加により、保育を希望する保護者も増加していることから、ニーズに合った保育量の設定が必要になります。

（単位：人）

	定員	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
ひかり幼稚園	140	130	121	140	122	121	104	119	100	115	120	123
第2ひかり幼稚園	105	71	78	91	81	77	85	88	76	80	72	71
愛光幼稚園	120	102	116	119	123	115	112	97	101	94	93	85
カトリック幼稚園	105	98	77	82	82	69	63	57	55	65	64	51
合 計	470	401	392	432	408	382	364	361	332	354	349	330

※定員：令和6年5月1日現在の認可定員。人数：各年度5月1日入園児童数。

■地域型保育事業所

令和3年度に星の子保育園と協和へき地保育所が閉所し、3歳未満児の受け皿として令和4年度から私立の地域型保育所が2箇所、令和5年度に公立の家庭的保育所が1箇所開設しました。

地域型保育事業所は、小人数を対象にした保育、及び家庭的な環境により、子どもの成長に即したきめ細やかな保育が期待でき、保護者に寄り添った保育を目指します。

（単位：人）

	定員	R4	R5	R6
こども園かぼの	19	12	18	17
くるり中標津	12	5	10	10
計根別家庭的保育所	5	—	5	5
合 計	36	17	33	32

※定員：令和6年5月1日現在の認可定員。人数：各年度5月1日入園児童数。

※こども園かぼの、くるり中標津～令和4年度開設、計根別家庭的保育所～令和5年度開設

■認可外保育園

認可外保育園は、町の認可を必要としない保育施設であり、主に3歳未満児の乳幼児の受入れを行い、保育時間の柔軟性（一時預かり事業、延長保育事業等）や特色のある保育を行う等、家庭的な環境により、保護者のニーズに寄り添った保育を目指します。

令和4年度、大規模な認可外保育園の星の子保育園が閉園しましたが、他の認定こども園や地域型保育所等により受入れを行いました。

（単位：人）

	定員	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
星の子保育園	74	88	102	101	95	86	75	25	22	閉園		
ニューグリーンハウス	25	32	21	20	16	19	21	25	21	20	18	12
キッズルームこぐま	12	5	5	4	5	9	8	5	10	11	12	6
託児所こころ	0	9	10	10	8	7	閉所					
町立病院院内保育所（ぽっぽ）	30	13	9	9	8	11	11	7	11	7	7	8
ひなたぼっこ	15	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4	8
合 計	156	147	147	144	132	132	115	62	64	38	41	34

※定員：令和6年5月1日現在の定員。人数：各年度5月1日入園児童数。

■企業主導型保育事業

企業主導型保育事業とは子ども・子育て拠出金を負担している事業主等が自ら事業所内に保育所を設置し、多様な就労形態に対応する保育サービスを提供するものです。この事業は町による計画的整備とは別枠で調整可能であり、設置の際や利用の際にも町の関与を必要としません。

本町では、（株）東武が道東で初となる企業主導型保育所「OTOMODACHI」を設置し、主として3歳未満児を預かっています。従業員の就業と育児の両立支援を会社で推進しています。

（単位：人）

	定員	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
OTOMODACHI	12	—	—	—	—	8	11	7	3	9	11	8

※定員：令和6年5月1日現在の定員。人数：各年度5月1日入園児童数。

②保育職員の資質向上

《事業の概要》

子どもの最善の利益を考慮し、個性に沿ったきめ細やかな保育を行うためには、保育士が日頃より子どもの気持ちを受け止めた柔軟な保育を行うと同時に、子どもの保護者や地域への子育て支援を行っていく必要があり、様々な知識と技術及び適切な判断力が求められています。

令和5年度、幼保連携協議会を設置し、町内保育園・幼稚園等の連携、及び職員の保育の質の向上を図るべく、各保育施設の公開保育や情報交換・研修会等を実施していきます。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
幼保連携協議会の推進 (新規)	定期的な会議の開催	継続して実施	子育て支援課 町立保育園
公開保育の実施 (新規)	持ち回り開催	継続して実施	子育て支援課 町立保育園

基本目標２ 次代を担う子どもの生きる力と豊かな心を育む環境づくり

- | |
|------------------|
| (1) 児童の健全育成 |
| (2) 家庭や地域の教育力の向上 |
| (3) 魅力のある学校教育の推進 |

(1) 児童の健全育成

<現状と課題>

中標津町では、子育て支援策の重点施策を児童館に置き、赤ちゃんの受入れや、児童健全育成、また、地域の子育て支援拠点施設として様々な事業を実施してきました。

中・高校生の居場所ともなる児童の拠点施設の整備は、大きな課題として掲げられていましたが、中・高校生建設プロジェクトチームを結成し、子どもたちの意見を最大限取り入れた児童センターが平成 27 年度から供用を開始しました。また、計根別地域には平成 31 年度、計根別農業協同組合所有の旧 N O S A I を改築し、計根別農業協同組合と連携した一時預かり保育所を含む計根別こども館「えみふる」を開設しました。

老朽化による早急な児童館整備は喫緊の課題となっておりますが、既存施設の整備による利活用を図りながら子どもの居場所づくりの推進に取り組むとともに、今後は学校建設計画に合わせた学校区に 1 か所の児童館整備の検討を推進します。

①児童館事業の充実

《事業の概要》

児童館では、すべての児童が遊びを通じて生活体験や自然体験を学習し、異年齢交流を通し仲間作りや交流の場として児童の健全育成を進める他、「じどうかん祭り」、「児童館菜園事業（たがやし隊）」、「てらこや学習支援事業」等、地域ネットワークの拠点施設としての役割を担っています。

また、児童館では、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学 1 年生から 3 年生の児童を対象に、留守家庭対策として「放課後児童健全育成事業（児童クラブ）」を実施しています。4 年生以上については、登録制の児童クラブとしてではなく、自分の意思で利用できるよう、利用時間を午後 5 時から 6 時に延長し、放課後の活動場所として受入れを図っています。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大により、土曜日や中高生の利用が減少しています。中高生が利用しやすい魅力ある事業を発信し、子どもが集まって遊ぶことの楽しさを仕掛けていく必要もあります。土曜日については市街地「みらいる」、計根別「えみふる」に集約した体制の開館をはかり、地域ボランティアやチャイルドアドバイザー等と連携したクラブ活動に取り組んでいます。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
児童館施設整備	わんぱく児童館廃止、西児童館移転整備	なかよし児童館施設整備検討	子育て支援課
放課後児童健全育成事業（児童クラブ）	9 クラブ	9 クラブ	子育て支援課
地域ネットワーク事業の推進			
チャイルドアドバイザー事業	登録数 13 組	15 組	子育て支援課
赤ちゃんふれあい交流事業	中学3年生を対象に実施	中学3年生を対象に実施	子育て支援課
じどうかん祭り	年1回開催	年1回開催	子育て支援課
てらこや学習支援事業	みらいるにて実施	継続して実施	子育て支援課
児童館菜園事業	全児童館で実施	継続して実施	子育て支援課
中高校生の居場所づくり・活動支援（中高校生広場）	来館者数 324 人	来館者数 1,000 人	子育て支援課
幼稚園・保育園・学校との連携	園・学校訪問等を実施	継続して実施	子育て支援課
職員研修（質の向上）	年2回研修会を実施	継続して実施	子育て支援課

■児童館の活動実績

区 分	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
児童会館数	5 館	5 館	5 館	5 館	4 館	4 館	4 館	4 館	4 館	4 館
利用者数	63,327	91,577	99,952	92,771	80,721	78,466	68,820	75,202	67,561	69,275
放課後児童クラブ	クラブ数	6	8	8	8	8	8	8	8	8
	登録数	268	277	287	272	249	277	284	302	286
	みらいる	—	98	102	103	114	131	126	134	105
	東児童館	66	—	—	—	—	—	—	—	—
	東第2 //	32	—	—	—	—	—	—	—	—
	西 //	73	81	82	78	58	63	86	80	90
	なかよし //	41	30	34	30	51	55	47	66	70
	わんぱく //	35	39	35	33	—	—	—	—	—
	計根別 //	21	29	34	28	26	28	25	22	21
じどうかん祭り延人数	2,000	1,700	1,500	1,300	2,500	1,800	0	1,500	2,200	1,400
チャイルドアドバイザー登録数	21	19	22	20	19	19	20	20	16	14
赤ちゃんふれあい交流登録者数（組）	55	62	59	56	59	65	0	0	0	0
みらいる中高校生利用者数	—	1,719	2,602	2,289	1,890	1,754	685	245	226	324

※みらいるは平成 27 年度から開設 わんぱく児童館は平成 30 年 11 月から休館

※令和 2 年度じどうかん祭りは、新型コロナウイルス感染対策により中止

※令和 3 年度以降の赤ちゃんふれあい交流は、新型コロナウイルス感染対策により、赤ちゃん人形による疑似体験により実施（令和 2 年度は中止）

■放課後児童クラブの学年別登録数

(単位：人)

学年	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1年生	105	105	106	100	92	131	100	105	102	99
2年生	90	101	100	92	82	79	123	97	93	96
3年生	73	71	79	79	71	62	56	100	87	75
4年生	0	0	2	0	3	3	2	0	4	0
5年生	0	0	0	1	0	2	2	0	0	2
6年生	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
合計	268	277	287	272	249	277	284	302	286	272

(2) 家庭や地域の教育力の向上

<現状と課題>

子どもは様々な出会いや経験の中で成長していきますが、家庭教育はすべての教育の出発点であり、基本的な倫理観、マナー、自立心を養う上で重要な役割を果たすものです。それぞれの家庭の教育力の向上を図るためには、若い世代から親の役割や責務を自覚できる社会環境づくりが大切なことであり、また、自立して生きていくためには小さなころから子どもに『働く』ことの意義も教えていくことは重要なことです。親に対しては学習機会や情報の提供を積極的に推進するとともに、子どもたちにも地域とともにボランティア活動の機会の充実、社会体験・自然体験などを通して就労体験の機会を提供するなど、積極的な地域社会参加を促進します。

携帯電話やゲーム機等の普及に伴い、地域での子ども同士触れ合う機会が減少する等、子どもの体力低下が懸念されています。生活習慣の乱れや肥満の増加等の現代的課題も指摘されています。地域の人材を活用した、子ども会や青少年育成団体の活動を促進します。

①親支援の機会の充実

《事業の概要》

家庭は健全な子どもが育つための原点であり、親は子どもにとって一番身近な手本になります。学習の機会を随時提供し、親への支援を充実させることは、子育て支援策の重要課題の一つです。町内の幼稚園では、家庭内の教育力向上のために家庭教育学級を開設しています。社会状況の変化に起因する「家庭教育力」の低下が指摘されていますが、子育てセミナーやフォーラム、学習会等を広く周知し、子育て家庭のみではなく、地域全体で、地域の教育力の再生を図るため、多様な機会の提供を促進していきます。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
子育て研修の実施	各研修会の周知	各研修会の周知	子育て支援課
家庭教育学級の推進	活動経費の助成	継続して実施	社会教育課
生涯学習研修講座	生涯学習に係る講座の実施	継続して実施	社会教育課
講座の講師派遣事業	まちづくり出前講座の実施	継続して実施	政策推進課

②地域活動への参加促進

《事業の概要》

子どもの多様な体験のためには、子ども同士の活動だけではなく、地域の大人の方の指導や助言を受けながら、地域活動に参加できる機会が必要です。人生の経験者でもある大人や、特にシルバー世代からしつけや遊びを通して習得することは多く、世代間交流にもつながるため、双方の地域活動に参加する機会の提供を図りながら、子ども自身の企画・運営による社会参加の充実と、いろいろな世代で地域活動のリーダーとなる人材の育成を進めていきます。地域活動への積極的な参加促進は、中標津町の次代を担う若者の郷土愛の醸成にもつながる事業です。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
青少年健全育成事業	林業体験事業・木工芸教室事業等	継続して実施	社会教育課
キャリア教育の推進	職業体験事業	継続して実施	学校教育課

(3) 魅力のある学校教育の推進

<現状と課題>

現代の急激な社会変化は、私たちを取り巻く生活に大きな影響をもたらし、特に青少年の健全育成に関しては不登校やいじめなどの問題が一層深刻化しています。

幼児期から青年期にかけては、生涯においてもっとも著しく心身が発達、変化する時期であり、豊かな可能性を秘めている時期でもあります。自己形成を進めるための意欲と能力を育て、社会人として自立していくことを目指す教育の場として、学校教育は極めて重要な役割を担っています。生涯にわたる基礎を培うために、幼稚園・小中学校・義務教育学校が相互に連携を図る中で、一人ひとりの個性を大切にしながら、基礎的な学力や基本的生活習慣を身に付け、自ら学び、考え、判断し、行動できる児童・生徒の育成が必要です。

また、教育活動の中で体験学習や地域とのふれあい活動を拡充し、人間力を育てることも重要であり、地域と連携した『地域に開かれた学校』の取組を推進します。

①教育課題の解決に向かう教育の推進

《事業の概要》

様々な教育課題の解決に向けては、地域と連携した取組を推進することが必要です。

地域に開かれ、信頼される学校づくりを推進するため、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支えるため、地域・学校の協働活動を推進します。

また、基礎・基本や自ら考える力など「確かな学力」を育むためには、子どもの学力の実態を把握し、一人ひとりの理解や習熟度に応じた指導も必要です。特別支援教育については、さらに工夫を凝らした指導が必要であり、子どもの実態を把握するとともに、関係機関との連携した教育指導の推進に取り組んでいます。

平成 27 年度に小中一貫校として開校し、翌年度には義務教育学校としてスタートした計根別学園をはじめ、令和 2 年度からは町内全小中学校において一貫教育を導入し、義務教育 9 年間を見通した連続性・系統性のある学習指導等の充実を図ります。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
小中一貫教育の推進	中標津学園、旭ヶ丘学園、計根別学園として実施	継続して実施	学校教育課
外国青年招致事業 (A L T)	2 名体制により実施	継続して実施	学校教育課
コミュニティ・スクールの推進	全小中学校で実施	継続して実施	学校教育課
地域学校協働本部の推進	全小中学校に地域コーディネーター配置	継続して実施	社会教育課
退職教員等外部人材活用事業	6 名配置 (道委託事業)	継続して実施	学校教育課
習熟度別少人数指導	非常勤講師や加配教員を配置	継続して実施	学校教育課
ティーム・ティーチング (T T) 指導	非常勤講師や加配教員を配置	継続して実施	学校教育課
特別支援学級の充実	17 名の支援員を配置	継続して実施	学校教育課

※コミュニティ・スクール 保護者と地域の方が責任と権限をもって学校経営に参画するしくみ

■特別支援教育支援員の配置

(単位：人)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
小学校	12	11	14	13	11	11	13	12	12	12
中学校	2	4	4	6	4	4	2	3	5	5
合計	14	15	18	19	15	15	15	15	17	17

②豊かな人間性を育む教育の推進

《事業の概要》

中・高校生は思春期の中にいて、心と体がアンバランスな時期でもあります。いじめや不登校等、様々な心の悩みに対応するため、しっかりと話を聞いてケアをしていく、カウンセリング等の充実が必要です。スクールカウンセラーの配置、適応指導教室の充実により、いじめや不登校への対応、問題行動の防止に向けて連携を図るとともに、保護者も含めた相談の体制を充実し、子どもたちが抱える心の問題をケアする体制作りを推進します。

また、あわせて読書活動等、豊かな人間性を育む教育の推進プログラムの導入を実施します。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
スクールカウンセラー配置・相談支援の充実	教育相談、学校訪問、家庭訪問等	継続して実施	学校教育課
適応指導教室の充実（教育相談センター）	専門相談員2名体制	継続して実施	学校教育課
生徒指導関係団体との連携	活動費補助・巡視活動の実施	継続して実施	学校教育課
学校安全体制の推進	スクールガード・リーダーを派遣	継続して実施	学校教育課
ブックスタート事業	年12回（午前・午後）	継続して実施	社会教育課

■ブックスタート事業

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
実施組数	208	188	200	199	177	140	191	133	142	131

※ブックスタート事業

平成23年度から実施。保健センターで実施する7・8ヶ月児相談に合わせ、図書館職員と読み聞かせサークルの会員が会場に赴き、来所した新生児（親子）を対象に、読み聞かせを実施し、絵本をプレゼントすることで、本を読んでもらう楽しさを知ってもらい、将来読書に興味を持ってもらうことを目的としています。

③社会の変化に対応する教育推進

《事業の概要》

国際化に対応するために、国際交流を通じ文化や外国語にふれながら、自分を適切に表現できるコミュニケーション能力を養うことが求められています。

また、情報化が進む中で、様々な情報の収集や発信、取捨選択が出来る能力が求められています。社会の変化に対応する教育を推進します。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
国際理解教育	A L T 2 名体制で実施	継続して実施	学校教育課
教育の充実	定期的に有害情報や対策を周知	継続して実施	学校教育課

基本目標3 子どもを健やかに生み育てる環境づくり

(1) 親子の健康づくり

(2) 親子に寄り添う支援

(1) 親子の健康づくり

<現状と課題>

妊娠期の母親の健康状態は、生まれてくる赤ちゃんの健康状態に影響を与えます。生まれてくる赤ちゃんの健やかな成長と安心安全な妊娠・出産のためには、妊娠前から意識した健康づくりが重要となります。

中標津町の妊婦の特徴は、喫煙率や飲酒率が高く、元々欠食などの課題があり、健康づくりの土台である基本的な生活習慣が確立されていないことから、妊娠しても喫煙や飲酒などの習慣が修正できないことや、肥満や痩せなどの標準体格以外での妊娠により、妊娠中の合併症や低出生体重児など生まれてくる子どもの健康にも影響を与えています。

また、育児期においても、喫煙の再開等により自身や家族、子どもの健康へ悪影響を及ぼすことから、妊娠をきっかけに母子の健康を保持・増進できるよう保健指導が必要です。

中標津町の子どもの特徴は、基本的な生活習慣が確立されていない環境による欠食など、食習慣の乱れから、全国・全道よりも肥満が課題となっています。幼児期の肥満は、学童期から思春期、成人期の肥満や生活習慣病につながる可能性があることから、乳幼児期から生活習慣病予防を考えた健康的な生活習慣ができるよう支援が必要です。

①妊産婦の健康管理の充実

《事業の概要》

妊娠前の体格に合わせた体重増加の目安や喫煙・飲酒の影響等について、母子健康手帳交付時やパパママ教室、妊婦訪問、相談事業などあらゆる機会に積極的に周知し、健康的な妊娠期を過ごし、安全な出産を迎えられるよう支援します。また、妊婦健診にかかる費用や、産後の心と体の健康保持のための産婦健診にかかる費用を助成します。

妊娠する年齢が高くなるほど妊娠・出産に伴う妊婦や子どもへの健康影響などのリスクが高くなることから、不妊に悩む夫婦への治療費の経済的負担軽減のための助成を行います。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
妊婦相談（伴走型相談支援）	実施（妊娠届出・妊娠中期に面談）	継続して実施	健康推進課
妊婦健康診査 産婦健康診査費の助成	実施	継続して実施	健康推進課
パパママ教室の開催	年6回	継続して実施	健康推進課
不妊治療助成事業	実施	継続して実施	健康推進課

■母子手帳交付数

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
交付数	228	219	205	197	175	168	152	144	124	129

■妊婦の喫煙・飲酒率

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
喫煙率	3.10%	7.60%	7.00%	5.30%	4.80%	3.90%	2.40%	4.70%	2.30%	1.60%
飲酒率	0.40%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0.8%	1.7%

②乳幼児の健康管理への支援

《事業の概要》

新生児のいる家庭へ訪問し、産婦と新生児の心身の健康状態を観察するとともに必要な保健指導を行うことにより、安心して育児を行えるよう、また、相談事が生じたときに相談相手となる基礎づくりとなるよう支援します。

乳幼児健診・相談では、子どもの身体的発達や精神発達の確認、異常の早期発見により親が子どもの成長発達を理解でき、発達に合わせた関わりをもてるよう支援します。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
新生児訪問 (伴走型相談支援)	全数実施	継続して実施	健康推進課
乳幼児健診	1.6 か月児健診 99.3%(R5) 3 歳児健診 97.3%(R5)	1.6 か月児健診 100.0% 3 歳児健診 99.0%	健康推進課
乳幼児相談	乳児相談・1 歳児相談・ 2 歳児相談 各月 1 回	継続して実施	健康推進課

■乳幼児健診・相談の受診数と受診率

	3～4 ヶ月児健診	7～8 ヶ月児相談	1 歳児相談	1 歳 6 ヶ月児健診	2 歳児相談	3 歳児健診
平成 26 年度	201 名	218 名	211 名	238 名	258 名	252 名
	98.50%	99.10%	98.10%	96.60%	98.10%	96.90%
平成 27 年度	203 名	196 名	197 名	214 名	218 名	256 名
	98.50%	96.60%	95.60%	97.20%	97.30%	98.10%
平成 28 年度	211 名	199 名	202 名	194 名	193 名	214 名
	97.70%	98.00%	98.50%	99.00%	96.90%	97.70%
平成 29 年度	176 名	198 名	189 名	186 名	185 名	202 名
	97.80%	99.00%	98.40%	96.90%	96.30%	96.20%
平成 30 年度	195 名	179 名	165 名	184 名	180 名	185 名
	99.00%	98.90%	99.40%	98.40%	97.30%	98.40%
令和元年度	154 名	142 名	177 名	167 名	144 名	170 名
	99%	96.60%	99.40%	98%	97.90%	97.10%
令和 2 年度	134 名	132 名	143 名	172 名	150 名	161 名
	95.70%	95.70%	94.10%	95.00%	90.90%	96.90%
令和 3 年度	143 名	144 名	132 名	179 名	162 名	154 名
	98.60%	99.30%	94.10%	97.70%	92.30%	94.90%
令和 4 年度	132 名	137 名	155 名	134 名	152 名	215 名
	100.00%	97.20%	100.00%	100.00%	97.40%	99.10%
令和 5 年度	116 名	130 名	155 名	142 名	151 名	145 名
	100.00%	99.20%	100.00%	99.30%	96.80%	97.30%

③乳幼児期の食生活の向上及び歯と口腔の健康づくりの推進

《事業の概要》

規則正しいバランスのとれた食事から健全な食習慣を身につけ、快眠・快食・快便の生活をする事で健康な体をつくる支援を行います。また、幼児期から肥満を予防改善することにより将来の生活習慣病の予防に繋がっていきます。

健全な乳歯列の完成は、小児の成長発達のための栄養摂取に極めて重要であることから、保護者がむし歯予防をはじめとした歯科疾患予防に取り組めるよう支援します。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
母子栄養相談	個別相談 延 998 件 (R5)	3 歳児の欠食率 2.8% (R5) → 増加させない	健康推進課
離乳食教室	月 1 回実施 (対象：第一子目) 延 48 人 (R5)	離乳食の開始時期が適切に行われている 93.8% (R5) → 維持	健康推進課
歯科健診・歯科相談	健診 2 回/月 相談 5 回/月	むし歯のない 3 歳児の割合 88.8% (R5) → 92.0%以上	健康推進課

■肥満児の割合 1 歳 6 ヶ月 (k-19 以上) 3 歳 (k-18 以上)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1 歳 6 ヶ月児	2.90%	1.40%	3.30%	1.60%	1.10%	1.8%	1.8%	2.9%	0.8%	2.1%
3 歳児	4.40%	4.40%	2.60%	3.00%	4.90%	4.7%	6.8%	5.4%	8.5%	8.3%

■間食 (1 日 3 回以上食べている)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1 歳 6 ヶ月児	9.70%	14.50%	17.10%	14.00%	14.20%	14.0%	11.7%	12.9%	9.2%	10.6%
3 歳児	16.00%	14.10%	22.50%	23.20%	13.70%	15.9%	8.7%	20.4%	14.2%	14.5%

■う歯所有者率

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
1 歳 6 ヶ月児	5.10%	3.70%	2.60%	2.70%	2.20%	2.4%	2.3%	1.1%	1.5%	4.9%
2 歳 6 ヶ月児	11.90%	10.90%	8.80%	6.30%	5.50%	4.1%	-	8.6%	3.8%	5.2%
3 歳児	24.80%	22.70%	23.00%	15.80%	14.70%	11.8%	15.0%	17.0%	10.7%	11.2%

※R2年度の2歳6か月児歯科健診は中止。

④感染症予防の推進と予防接種対策の充実

《事業の概要》

小児感染症による重篤な障がいが起こらないよう、感染症予防の必要性の周知や予防接種の勧奨を行い、適切な時期に受けられるよう支援するとともに、乳幼児健診や相談の場において予防接種の必要性を説明します。

また、学童期においても、保護者に予防接種の必要性を周知するとともに、他人への伝播も防ぐよう働きかけていきます。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
予防接種の周知・勧奨	広報等での周知	継続して実施	健康推進課
予防接種の実施	実施率 77.2%	実施率 97.0%	健康推進課

(2) 親子に寄り添う支援

<現状と課題>

子どもの育てにくさを感じる要因や虐待が起こる背景には、子どもや親の身体的・精神的要因から社会的・経済的要因など様々なリスク要因が潜んでいるといわれています。育児期は様々な不安や問題を抱えた人が多く、子ども、親、環境が持つリスク要因には母子保健の専門的な支援だけではなく、保健福祉分野をはじめ関係機関との連携が重要となります。

中標津町でも子どもの発達の特性や疾患、養育者本人や家族など家庭基盤の問題、子育てをする地域や制度など、環境それぞれに要因があり、より専門的かつ個別的な支援を必要としている家庭が増えていることから、専門性を生かした視点で、次世代を担う若者から妊娠を希望する思春期、妊娠出産期、育児期それぞれに、親と子に寄り添った支援を関係機関と連携しながら行い、孤立などを防ぐよう努めます。

① 妊娠期からの支援体制の充実

《事業の概要》

社会環境の変化などから、複雑な家族背景を持つ妊婦や精神疾患を発症する妊婦も増えていることから、妊娠期から関係機関と連携して支援を行います。また、産後の心と体の健康保持のため、心身のケア・育児のサポートを行い、安心して子育てができるよう産後ケア事業を行います。

妊産婦が一人で育児に悩まないため、母子保健サービスや子育て支援情報の紹介、妊産婦同意のもと医療機関と連携して医療と地域で切れ目なく支援できる体制を強化します。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
養育支援カンファレンス	年6回	継続して実施	健康推進課
産後ケア事業	宿泊・日帰り・訪問型の実施	継続して実施	健康推進課
養育支援訪問事業	実施	継続して実施	健康推進課

② 子どもの病気や障がいの早期発見と支援

《事業の概要》

子どもの運動発達、言語・精神発達に対して、専門職の個別相談・指導を受けられるよう支援し、保護者の不安の軽減を図り、子どもの発達が促されるよう支援します。

乳幼児健診未受診者に対しては、家庭訪問等で受診勧奨を行い、関係機関と連携し、早期把握、支援に努めます。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
こども相談	作業療法士・言語聴覚士・公認心理士の相談 月4回	継続して実施	健康推進課
乳幼児健診・相談未受診者対策	実施	継続して実施	健康推進課

基本目標4 子どもたちが安心して暮らせるまちづくり

- | |
|---------------------|
| (1) 子どもの安心・安全の確保 |
| (2) 快適な生活環境の整備 |
| (3) 人権意識の醸成 |
| (4) 子育て支援・虐待防止対策の充実 |

(1) 子どもの安心・安全の確保

<現状と課題>

小さな子どもは交通事故に巻き込まれやすいため、保護者や周囲の大人が注意して見守り、交通ルールを教えることで危険な行動が交通事故を引き起こす可能性があることを理解させることが大切です。道東地域において、事故件数、死傷者は自動車事故に次いで歩行者の事故が最も多くなっています。特に子どもによる事故は飛び出しによるものが多い現状です。子どもたちが事故に巻き込まれないためには、家庭内における事故防止対策だけでなく、交通安全教室をとおして交通ルールを身につけることや、登下校時の安全確保のために関係機関・団体による通学路の安全点検を行うことも大切です。家庭、地域で交通安全、防犯対策について意識の啓発が必要です。

①事故発生時の心肺蘇生法の指導強化

《事業の概要》

不幸にして外傷・やけど・窒息等の事故が発生した場合、子どもの一番近くにいる母親や家族が救急隊の駆けつける前に、適切な応急処置や蘇生を行うことによって、事故の程度を軽減することができます。子どもサークルや、幼稚園等において、消防署が救急救命士による実践を取り入れた具体的な学習会の開催を図っていきます。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
救急救命講座の実施	普通救命講習Ⅲの実施	継続して実施	消防署警防課

②子どもの交通安全対策

《事業の概要》

道東は、毎年スピードの出しすぎによる交通事故の多発地帯であり、北海道は毎年のように全国のワーストリストに名を連ねている現状にあります。子どもを事故から守るためには、シートベルトの着用やチャイルドシートも含めて全席着用等、交通ルールを守るという大人の交通安全意識が最重要です。

中標津町では、交通安全指導員 22 名が配置されており、実践的な交通安全教室を幼稚園・保育園・小学校において毎年実施しています。交通ルールを守ることが事故防止に繋がることを子どもたちに啓発し、実践して学ぶことができるよう交通安全教育を継続することが大切です。

これからも関係機関や団体と協力し街頭啓発等を実施し、交通安全運動を行います。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
交通安全教室	交通安全教室の実施	継続して実施	生活課
街頭啓発運動	街頭啓発の実施	継続して実施	生活課

■交通安全教室の実施状況

(単位：回)

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
幼児	12	15	15	15	14	6	2	3	8	8
小学生	4	4	4	4	3	4	1	1	6	4
中学生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高校生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	4	3	2	1	1	1	0	0	1	1
合計	20	22	21	20	18	11	3	4	15	13

③防犯強化に伴う取り組みの実施

《事業の概要》

中標津町においても不審者情報が発生しており、弱者である子どもたちを狙った犯罪が急増している状況にあって、子どもたち自ら自分の身を守るという意識と実践技能の習得が必要になっています。今後も警察との連携のもとに正確な情報の伝達や連絡網の整備し、安全かつ安心して日常生活が送れるように地域ぐるみの取り組みが必要です。

住民が危険や不安を感じることがない町にするためには、住民・警察等と連携強化を図ることが必要です。それとともに、防犯灯や街路灯の整備をすることにより防犯・安全の確保に努めます。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
防犯パトロール	全 4 回実施	継続して実施	生活課
防犯ボランティア	防犯ボランティア（各町内会等）で実施	継続して実施	生活課

防犯灯の設置	防犯灯の設置・維持管理（LED化）	継続して実施	生活課
登下校防犯プラン	スクールガード・リーダーを派遣	継続して実施	学校教育課

※防犯パトロール：神社例大祭に伴う夜間巡視・夏祭り会場巡視・歳末特別警戒防犯パトロール・冬まつり会場巡視

■不審者の発生状況

（単位：件）

年度	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
件数	9	9	14	4	6	4	5	7	1	2

④防災力の向上

《事業の概要》

様々な災害に対応できるよう自助（自らの安全を自らで守ること）の意識を子どもの頃から育むことが大切です。ハザードマップ等を活用し、居住する地域の防災区域や避難施設等を確認する機会の提供に努めます。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
防災教室の実施（紙芝居・カルタ貸出）	小中高校で実施	継続して実施	総務課

(2) 快適な生活環境の整備

<現状と課題>

子育て家庭が、子どもと一緒に安心して外出できる環境を整備することは、町内の活性化を促すことにもつながります。ベビーベットや乳幼児と一緒に利用できるトイレの設置等に加え、また、安心して移動することが出来るよう、安全で歩きやすい歩道の確保や、ゆとりある歩行空間をつくる必要があります。段差の解消や交差点の改良等、歩行者にとって優しい道路の整備を図らなければなりません。

住民が、快適で危険や不安を感じることがない町にするためには、防犯等の環境の整備も必要であり、安全の確保に努めます。

①人にやさしい施設づくりの推進

《事業の概要》

生活環境施設の整備にあたっては、段差の解消やスロープ設置などのバリアフリー化を推進するとともに、新しく整備する公共施設についてはユニバーサルデザインの理念に基づいた誰もが安全・快適に利用できる施設づくりを推進します。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
公共建築物の整備・推進	施設整備時、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの導入	計画的に整備・推進	都市住宅課

②公園の再整備とユニバーサルデザイン遊具の設置・推進

《事業の概要》

中標津町のユニバーサルデザイン法に対応した公園は、道立「ゆめの森公園」と「中標津町運動公園」です。ともに四季を通じて活用できる施設となっています。

市街地における公園整備については、終了していますが、既存公園のユニバーサルデザイン化を推進することが必要です。利用状況の分析により、各地域の特色を生かした快適で潤いのある快適な空間の創出を目指します。

遊具の整備についても、平成 22 年度に策定した公園施設長寿命化計画を令和 2 年度に見直し、令和 3 年度以降計画に基づき整備を進めています。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
公園遊具の整備推進	公園施設長寿命化計画に基づき整備推進 10 公園/29 公園	継続して実施 10 公園/29 公園	管理課

③安全な歩道整備・歩行者優先の道路整備事業

《事業の概要》

子どもや子育て家庭が安心して移動することができるためには、安全で歩きやすい歩道の確保やベビーカー対応の段差の解消が必要です。中標津町では、「中標津町高齢者、障がい者等の移動等の円滑化に必要な道路構造基準に関する条例（平成 25 年 3 月 21 日条例第 18 号）」に基づき、安全な歩行者移動空間を確保できるよう段差等の解消の整備を推進しています。今後も、安全な歩行者移動空間の確保のため、整備を進めます。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
生活道路・通学路の安全確保	公安委員会と連携	継続して推進	管理課 生活課
歩行者移動の安全整備	町条例に基づき推進	継続して推進	管理課
看板設置等スクールゾーンの道路標示の実施	アスファルト舗装道路 標示 12 箇所	隔年実施	生活課
通学路交通安全プログラムの推進	プログラムに基づき推進し、危険個所は対策を実施	継続して実施	学校教育課

(3) 人権意識の醸成

<現状と課題>

次世代を担う子どもたちの人権を最大限尊重していくことは『子どもの権利条約』でうたわれているところです。子どもの成長と子育てを地域全体で支援し、子どもが尊重され、子育てが大切にされる地域を推進していくためには、すべての町民が子どもの権利や子育てに対して関心を深めることが大切です。

様々な方向から、人権意識の啓発を図るとともに、また、子どもたちに対しても人権意識の高揚を図るための事業を実施し、年齢を超え、性別を超え、すべての人がお互いに尊重し、また自分自身を大切にできる意識の醸成を目指します。

①人権意識の醸成・啓発

《事業の概要》

児童の権利に関する条約や児童憲章の趣旨を十分に踏まえ、児童福祉週間などの様々な機会を通じて、子どもの人権に対する意識啓発を推進します。自尊感情（自己肯定感）を持つことは、まず、親から愛情を受けて育つことが基本になり、その後の成長過程の中で出会う自分を大切に思ってくれる人とのかかわりの中で育っていくものです。コミュニケーション能力の低下が問題になっていますが、人が人としてお互いに人権を尊重し合い育っていくために欠かせない力です。「命の大切さ」、「自分や他人も大切にすること」を様々な活動を通して感じてもらえるよう学習を推進します。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
人権擁護教室開催	人権擁護委員による小中学校での人権擁護教室の実施	継続して実施	生活課
啓発活動	人権の花運動の実施 1校	継続して実施	生活課
人権教育プログラム	じどうかん祭り（人権コーナー設置）、赤ちゃんふれあい交流事業	継続して実施	子育て支援課

(4) 子育て支援・虐待防止対策の充実

<現状と課題>

中標津町は、平成 14 年に児童虐待に関わる各関係機関で構成する「子育て支援・虐待防止ネットワーク」を組織し、平成 18 年度に児童虐待防止法で定める要保護地域対策協議会に位置付けし、虐待の予防・早期発見・早期解決に努めてきました。

虐待は、全国的にも増加傾向にあり、本町も例外でなく増加しております。以前は身体的虐待やネグレクトと呼ばれる育児放棄が虐待の主でしたが、近年は心理的虐待が一番のウェイトを占めています。内容としては、子どもに対する暴言や、子どもの面前での夫婦喧嘩も含まれます。虐待は適切な養育環境の確保がされない状況の中、世代間連鎖によるものも多く、一概にその保護者だけを責めて解決するものではありません。地域の中で家庭全体に手を差し伸べていく地域力が必要であり、みんなで見守りあう社会の実現が望まれます。また、心の傷を負う児童や保護者に対しても長期的なケアが必要であり、相談体制の中に子育て世代包括支援センター事業整備と合わせ、専門職を配置すると同時に、かかわる職員・指導員の個人のスキルアップも必要です。

①子育て支援・虐待防止ネットワーク会議の推進

《事業の概要》

中標津町では、児童虐待の未然防止・早期解決を図るため、医療・教育・保育・保健・民生等の関係機関で構成するネットワークを組織しており、代表者会議を年に 1 回、要支援児童・家庭の定期的な情報共有を図る実務者会議を年 4 回、個別ケースの関係する部署で構成する個別ケース会議を随時開催し、児童相談所とも連携を図りながら進めています。

事務局である子育て支援課が、虐待ケースのコーディネート役としての役割を担っています。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
要保護対策地域協議会の充実	代表者会議年 1 回 実務者会議年 4 回 個別会議随時開催	継続して実施	子育て支援課
こども家庭センターの設置（新規）〔再掲〕	0 箇所	1 箇所	子育て支援課
虐待防止啓発等パンフレットの配布	相談カード配布	継続して実施	子育て支援課
研修によるスキルアップ	要保護児童対策調整機関担当者研修参加	継続して実施	児童相談所（担当：子育て支援課）

■中標津町虐待（相談）等件数の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
相談件数	45	68	49	46	71	76	53	70	71	81
ケース会議開催件数	18	27	21	14	15	17	28	19	14	8

②虐待の早期発見と早期支援・子育てを取り巻く体制の整備

《事業の概要》

母子手帳交付時や乳幼児健診・相談、訪問等の母子保健事業を通じて、虐待予防観点から対象を把握することで早期支援へとつなげていけるようスクリーニングを実施できる支援体制の強化を図ります。

また、新生児・産婦訪問が終了した家庭においても、子育て支援員の訪問により育児不安の軽減を図り孤立を防ぐとともに、訪問の情報を共有することにより必要な支援やサービスにつなげ、虐待の防止を図ります。

施策・事業	現在の進捗状況	R11 年度目標	担当課
妊娠期からの支援	養育支援カンファレンス・養育支援システム	継続して実施	健康推進課
養育支援家庭訪問実施	訪問実施	継続して実施	健康推進課 子育て支援課
乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	訪問実施	継続して実施	子育て支援課
伴走型相談支援・出産子育て応援給付金事業 (新規)〔再掲〕	妊娠時・出産時に家庭訪問	継続して実施	健康推進課 子育て支援課
乳幼児健診・相談未受診者対策	未受診者に対し勧奨、家庭訪問、関係機関と連携支援	継続して実施	健康推進課

第6章 子ども・子育て支援サービスの見込み量と確保方策

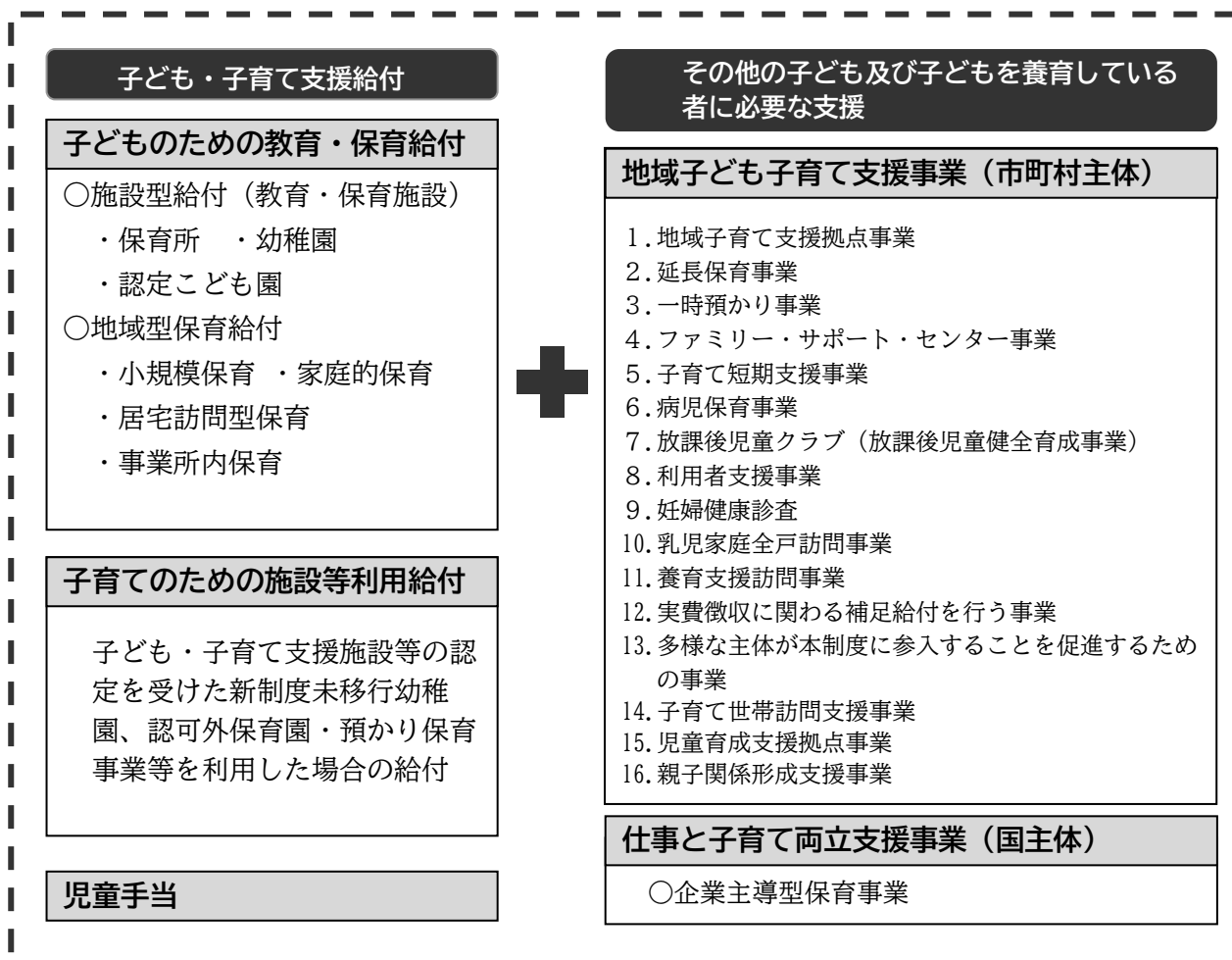
1 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度は、子ども・子育て支援法及び関連する法律に基づき、幼児期の学校教育や保育（「施設型給付」と「地域型保育給付」）、地域の子育て支援（地域子ども・子育て支援事業）の拡充や質の向上を推進するものです。

待機児童の減少をはかるため、幼稚園と保育所の良さを合わせもつ認定こども園の普及促進をはかるなど、各事業所の子ども・子育て支援新制度移行を推進してきました。中標津町においては、平成27年度に公立幼稚園や認可保育所が移行し、私立幼稚園については平成31年4月から全ての園が新制度に移行しています。

また、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一貫として、令和元年10月1日より、子ども子育て支援法が一部改正され、子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図る取り組みがスタートしました。

子ども・子育て支援制度の全体像



2 量の見込み・確保方法の考え方

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する「教育・保育提供区域」を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

（１）本町における区域設定の考え方

「教育・保育提供区域」は、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況、その受入れ条件を総合的に勘案して、以下の理由により中標津町全域を１区域として設定します。

- ①広域的な観点での施設配置が可能であり、一時的な需要増減に対して、町全体での調整が可能である。
- ②既存施設の配置で対応が可能である。
- ③計画策定における需要量の見込み、確保策の推計がしやすい。

（２）量の見込みと推計の考え方

教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業においては、基本的には国のワークシートに基づき推計することとされていますが、国のワークシートを用いた推計値では以下の課題により、実態と乖離する可能性があるため、利用実績を用いた推計も行うなど、必要に応じて補正を加え、量の見込みを算出しました。

〔国のワークシートによる推計の課題〕

国のワークシートを用いた推計値は「利用意向率（ニーズ調査結果をもとに算出）」に大きく左右され、以下のような課題があります。

- ①サービスの名称や制度が一般の方にはなじみが薄く、アンケート調査において適切なイメージができずに「利用したい」と回答していない場合があり、利用意向率が低く算出される可能性がある。
- ②「利用したい」とは回答しても、実際には利用しない場合もあり、利用意向率が高く算出される可能性がある。
- ③利用意向率を算出する際の調査回答対象者数が少ない場合、正しい利用意向率の算出が困難となる。

3 幼児期の教育・保育の見込み量と確保方策

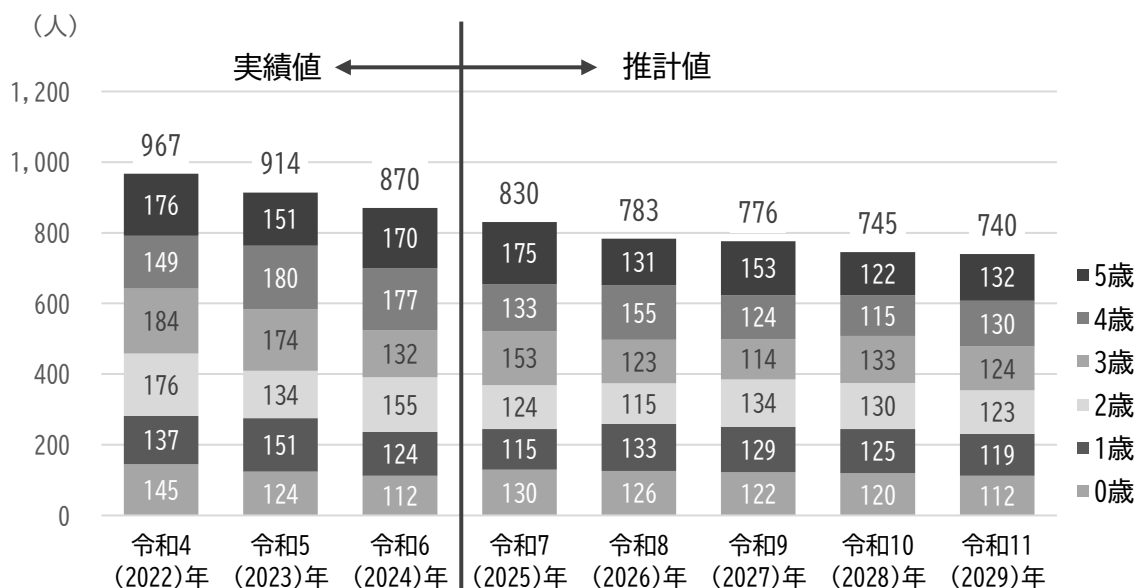
教育・保育の提供体制の確保については、「特定教育・保育施設」、「特定地域型保育事業」による、必要利用定員総数を確保する方策として、必要とする具体的な保育量を見込み、その保育量に対する確保方策を計画に示す必要があります。基本的には既存の施設を最大限活用した保育体制の整備を推進します。

○1号は幼稚園及び認定こども園で確保を図ります。

○2号は認可保育所に加え、認定こども園で確保を図ります。また、認定こども園には地域子ども・子育て支援事業の一時預かり事業を委託し、保育の必要枠の確保を図ります。

○3号は、認可保育所を中心に、地域型保育事業所等で確保を図ります。また、企業主導型保育事業所として、㈱東武が保育所「OTOMODACHI」で3歳未満児の保育を実施しています。

■児童数実績と推計【0歳から5歳の小学校未就学児童】



※令和4～6年の住民基本台帳人口からコーホート変化率法により推計したうえで、国立社会保障人口問題研究所の推計値を参照し、一部の外れ値を補正している。

※コーホートとは、同時に出生した集団を意味し、ここでは1歳階級別、男女別のコーホートとしている。コーホート変化率法とは、この各コーホートの変化率を算出し、将来もこの変化率が大きく変化しないと仮定して推計する手法。

■認定区分と利用施設

認定区分	認定の基準	利用先
1号認定	満3歳以上の学校教育のみを希望していて、保育の必要性がない就学前の子ども	計根別幼稚園、認定こども園（愛光・カトリック・ひかり・第2ひかり幼稚園）
2号認定	満3歳以上で、保育の必要性があり、保育所等での保育を希望する就学前の子ども	認可保育所（町立中標津保育園・泉保育園）、認定こども園
3号認定	満3歳未満で、保育の必要性があり、保育所等での保育を希望する就学前の子ども	認可保育所（中標津保育園・泉保育園）、こども園かぼの、くるり中標津、計根別家庭的保育所
新1号認定	満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、保育の認定を受ける必要のない子ども	新制度に移行していない幼稚園等（中標津町にはありません。）
新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子どもであって、保育の必要性がある子ども	認定こども園や幼稚園の一時預かり保育 認可外保育園・一時預かり保育・病児保育・ファミリー・サポート・センター事業等
新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までにある小学校就学前の子どもであって、保育の必要性があり尚且つ市町村民税非課税世帯に属する子ども	

（1）量の見込みと確保方策

令和6年度の実績値

単位（人）			1号認定 （3～5歳）	2号認定			3号認定				合計
				学校教育 希望強	保育希望	計	2歳	1歳	0歳	計	
量の見込み（合計）			210	77	301	378	80	78	36	194	782
確保方策	特定 保育 施設	認定こども園	190	47	163	210				0	400
		幼稚園	20	30		30				0	50
		認可保育所			128	128	43	43	6	92	220
	特定地域型保育事業※					0	24	22	20	66	66
	小　　計		210	77	291	368	67	65	26	158	736
	認可外保育所				10	10	9	9	6	24	34
	企業主導型保育所					0	4	4	4	12	12
	小　　計		0	0	10	10	13	13	10	36	46
	合　　計		210	77	301	378	80	78	36	194	782
充足状況			○	○	○	○	○	○	○	○	○

※特定地域型保育事業～小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業

令和7年度の量の見込みと確保方策

単位（人）			1号認定 （3～5歳）	2号認定			3号認定				合計
				学校教育 希望強	保育希望	計	2歳	1歳	0歳	計	
量の見込み（合計）			202	74	280	354	56	51	19	126	682
確保方策	特定 保育 施設	認定こども園	190	47	163	210				0	400
		幼稚園	20	30		30				0	50
		認可保育所			128	128	43	43	6	92	220
	特定地域型保育事業※					0	24	22	20	66	66
	小　　計		210	77	291	368	67	65	26	158	736
	認可外保育所				10	10	9	9	6	24	34
	企業主導型保育所					0	4	4	4	12	12
	小　　計		0	0	10	10	13	13	10	36	46
	合　　計		210	77	301	378	80	78	36	194	782
充足状況			○	○	○	○	○	○	○	○	○

※特定地域型保育事業～小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業

令和8年度の量の見込みと確保方策

単位（人）			1号認定 （3～5歳）	2号認定			3号認定				合計
				学校教育 希望強	保育希望	計	2歳	1歳	0歳	計	
量の見込み（合計）			179	66	248	314	52	59	18	129	622
確保方策	特定 保育 施設	認定こども園	190	47	163	210				0	400
		幼稚園	20	30		30				0	50
		認可保育所			128	128	43	43	6	92	220
	特定地域型保育事業※					0	24	22	20	66	66
	小　　計		210	77	291	368	67	65	26	158	736
	認可外保育所				10	10	9	9	6	24	34
	企業主導型保育所					0	4	4	4	12	12
	小　　計		0	0	10	10	13	13	10	36	46
	合　　計		210	77	301	378	80	78	36	194	782
充足状況			○	○	○	○	○	○	○	○	○

※特定地域型保育事業～小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業

令和9年度の量の見込みと確保方策

単位（人）			1号認定 （3～5歳）	2号認定			3号認定				合計
				学校教育 希望強	保育希望	計	2歳	1歳	0歳	計	
量の見込み（合計）			171	63	237	300	61	57	17	135	606
確保方策	特定 保育 施設	認定こども園	190	47	163	210				0	400
		幼稚園	20	30		30				0	50
		認可保育所			128	128	43	43	6	92	220
	特定地域型保育事業※					0	24	22	20	66	66
	小　　計		210	77	291	368	67	65	26	158	736
	認可外保育所				10	10	9	9	6	24	34
	企業主導型保育所					0	4	4	4	12	12
	小　　計		0	0	10	10	13	13	10	36	46
	合　　計		210	77	301	378	80	78	36	194	782
充足状況			○	○	○	○	○	○	○	○	○

※特定地域型保育事業～小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業

令和10年度の量の見込みと確保方策

単位（人）			1号認定 （3～5歳）	2号認定			3号認定				合計
				学校教育 希望強	保育希望	計	2歳	1歳	0歳	計	
量の見込み（合計）			162	60	224	284	59	55	17	131	577
確保方策	特定 保育 施設	認定こども園	190	47	163	210				0	400
		幼稚園	20	30		30				0	50
		認可保育所			128	128	43	43	6	92	220
	特定地域型保育事業※					0	24	22	20	66	66
	小　　計		210	77	291	368	67	65	26	158	736
	認可外保育所				10	10	9	9	6	24	34
	企業主導型保育所					0	4	4	4	12	12
	小　　計		0	0	10	10	13	13	10	36	46
	合　　計		210	77	301	378	80	78	36	194	782
充足状況			○	○	○	○	○	○	○	○	○

※特定地域型保育事業～小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業

令和 11 年度の量の見込みと確保方策

単位（人）			1号認定 （3～5歳）	2号認定			3号認定				合計
				学校教育 希望強	保育希望	計	2歳	1歳	0歳	計	
量の見込み（合計）			169	63	234	297	56	52	16	124	590
確保方策	特定 保育 施設	認定こども園	190	47	163	210				0	400
		幼稚園	20	30		30				0	50
		認可保育所			128	128	43	43	6	92	220
	特定地域型保育事業※					0	24	22	20	66	66
	小　　計		210	77	291	368	67	65	26	158	736
	認可外保育所				10	10	9	9	6	24	34
	企業主導型保育所					0	4	4	4	12	12
	小　　計		0	0	10	10	13	13	10	36	46
	合　　計		210	77	301	378	80	78	36	194	782
充足状況			○	○	○	○	○	○	○	○	○

※特定地域型保育事業～小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業

◆確保方策の内容

必要とされる量の見込みに対し、1 号、2 号、3 号認定はすべて対応できる体制となっています。

4 地域子ども・子育て支援事業の見込み量と確保方策

地域子ども子育て支援事業は、子ども・子育て支援法第59条に定められた以下の19事業であり、市町村は、子ども・子育て支援計画において、各事業の量の見込みと確保方策を定めることとされています。

(1) 利用者支援事業（子育て世代包括支援センター）

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

令和6年度実績見込		確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
施設数	3箇所	量の見込み	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
実施数	3箇所	確保方策	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所	3箇所
充足状況	○		○	○	○	○	○

量の見込みの考え方	令和6年度実績見込により推計
確保方策	母子保健型：中標津町保健センターに設置 基本型：中標津町児童センター「みらいる」、子育て支援課に設置

(2) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子が気軽に利用し、親子で一緒に遊ぶことにより、交流を通じて子育てに関する情報交換や仲間作りが出来る場を提供、助言、その他の支援を行う事業です。

令和6年度実績見込		確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	7,035人回	量の見込み	6,639人回	6,729人回	6,927人回	6,747人回	6,369人回
実施箇所数	4箇所	確保方策	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所	4箇所
充足状況	○		○	○	○	○	○

量の見込みの考え方	令和6年度実績見込により推計
確保方策	児童センター「みらいる」、計根別こども館「えみふる」等各児童館で実施

(3) 延長保育事業〔時間外保育事業〕

通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

令和6年度実績見込		確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	450人日	量の見込み	429人日	405人日	401人日	385人日	383人日
実施箇所数	1箇所	確保方策	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
充足状況	一部実施		△	△	△	△	△

量の見込みの考え方	令和6年度実績見込とワークシートに基づくニーズ量により推計
確保方策	認可外保育事業所で実施

(4) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

① 幼稚園型一時預かり事業【幼稚園に在園する児童が対象】

令和6年度実績見込		確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	8,200人日	1号認定	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
延べ人数		2号認定	7,892人日	7,002人日	6,694人日	6,334人日	6,608人日
実施箇所数	5箇所	実施箇所数	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所	5箇所
利用可能数	30,000人日	確保方策	30,000人日	30,000人日	30,000人日	30,000人日	30,000人日
充足状況	○		○	○	○	○	○

量の見込みの考え方	令和6年度実績見込とワークシートに基づくニーズ量により推計
確保方策	認定こども園4園と計根別幼稚園で確保

② 一般型一時預かり事業【幼稚園型による在園児対象の一時預かりを除く事業】

令和6年度実績見込		確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	1,000人日	量の見込み	962人日	854人日	816人日	772人日	806人日
実施箇所数	2箇所	実施箇所数	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所	2箇所
利用可能数	2,700人日	確保方策	2,700人日	2,700人日	2,700人日	2,700人日	2,700人日
充足状況	○		○	○	○	○	○

量の見込みの考え方	令和6年度実績見込とワークシートに基づくニーズ量により推計
確保方策	こども園かぼのと計根別こども館「えみふる」で実施・確保

(5) ファミリー・サポート・センター事業

子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）は、子育てに関して、援助を受けたい人と、援助したい人が会員登録し、子育てについて助け合いを行う事業です。

令和6年度実績見込		確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	500人日	量の見込み	486人日	493人日	472人日	454人日	386人日
利用可能数	1箇所	確保方策	600人日	600人日	600人日	600人日	600人日
充足状況	○		○	○	○	○	○

量の見込みの考え方	令和6年度実績見込とワークシートに基づくニーズ量により推計
確保方策	「こども園かぼの」で実施。一時預かり事業と併用で実施・確保

(6) 子育て短期支援事業（トワイライトステイ・ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等、必要な保護を行う夜間養護等事業です。本町は未設置です。

令和6年度実績見込		確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	-	量の見込み	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
利用可能数	-	確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日
充足状況	未設置		△	△	△	△	△

量の見込みの考え方	ニーズ希望なし
確保方策	他機関において確保

(7) 病児保育事業

病児を、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

令和6年度実績見込		確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	150人日	量の見込み	143人日	135人日	134人日	128人日	128人日
実施箇所数	1箇所	実施箇所数	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
利用可能数	468人日	確保方策	468人日	468人日	468人日	468人日	468人日
充足状況	○		○	○	○	○	○

量の見込みの考え方	令和6年度実績見込とワークシートに基づくニーズ量により推計
確保方策	ニューグリーンハウス保育園に委託し、実施・確保

(8) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

令和6年度実績見込		確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	280人	量の見込み	276人	273人	245人	230人	199人
		1年	90人	91人	66人	74人	56人
		2年	74人	81人	80人	58人	64人
		3年	68人	60人	63人	63人	44人
		4年	25人	23人	20人	21人	21人
		5年	12人	12人	11人	9人	10人
		6年	7人	6人	5人	5人	4人
実施箇所数	9クラブ	実施クラブ数	9クラブ	9クラブ	9クラブ	9クラブ	9クラブ
利用可能数	360人	確保方策	360人	360人	360人	360人	360人
充足状況	○		○	○	○	○	○

量の見込みの考え方	利用実績等と推計人口に基づき算出
確保方策	各児童館で実施・確保

(9) 妊婦に対する健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時、必要に応じた医学的検査を実施する事業です。本町では既に費用の補助を実施しています。

令和6年度実績見込		確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	1,820人回	量の見込み	1,772人回	1,726人回	1,680人回	1,636人回	1,593人回

量の見込みの考え方	令和6年度の実績見込と、推計人口の0歳児数の推移傾向に基づき算出
確保方策	実施時期：妊娠8週～39週前後（妊婦健診14回＋エコー検査6回 1人20回助成）

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や乳児とその保護者の心身の状況、養育環境の把握を行う他、養育についての相談に応じ、助言その他の支援を行う事業です。

令和6年度実績見込	確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	135人	量の見込み	130人	126人	122人	120人

量の見込みの考え方	推計人口の0歳児数
確保方策	みらいるに家庭訪問員を配置し実施・確保

(11) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

令和6年度実績見込	確保方策	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	100人	量の見込み	95人	90人	89人	86人

量の見込みの考え方	令和6年度実績見込により推計
確保方策	保健センターで実施・確保 みらいるに家庭訪問員を配置し実施・確保

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業です。(計画期間中における実施計画なし)

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進する為の事業です。(計画期間中における実施計画なし)

(14) 子育て世帯訪問支援事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。
(計画期間中における実施計画なし)

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつながりを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。(計画期間中における実施計画なし)

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ることを目的とする事業です。(計画期間中における実施計画なし)

(17) 妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援事業）

妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	130	126	122	120	112
	1組当たり面談回数	3回	3回	3回	3回	3回
	面談実施合計回数	390回	378回	366回	360回	336回
確保方策		390回	378回	366回	360回	336回

量の見込みの考え方	推計人口の0歳児数を妊婦数とみなし、3回の面談を実施する前提として推計
確保方策	中標津町保健センターで実施

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とし、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず、時間単位等で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み（延べ人日）	0人日	400人日	400人日	400人日	400人日
	確保方策（延べ人日）	0人日	400人日	400人日	1,000人日	1,000人日
1歳児	量の見込み（延べ人日）	0人日	400人日	400人日	400人日	400人日
	確保方策（延べ人日）	0人日	400人日	400人日	800人日	800人日
2歳児	量の見込み（延べ人日）	0人日	200人日	200人日	200人日	200人日
	確保方策（延べ人日）	0人日	200人日	200人日	1,000人日	1,000人日
合計	量の見込み（延べ人日）	0人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日	1,000人日
	確保方策（延べ人日）	0人日	1,000人日	1,000人日	2,800人日	2,800人日

量の見込みの考え方	推計人口から未就園児数を推計し、令和8、9年度は、月に1人あたり3時間利用として推計。令和10年度以降は、月に1人あたり10時間利用として推計。
確保方策	受け入れ可能な施設と連携しながら、可能な範囲での実施を検討

(19) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。助産師等の専門スタッフが、宿泊もしくは日帰りで、母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導等を行います。

令和6年度実績見込			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
利用者数	122 人日	量の見込み	128 人日	124 人日	120 人日	118 人日	110 人日
		確保方策	128 人日	124 人日	120 人日	118 人日	110 人日

量の見込みの考え方	令和4年度と5年度の利用実績から平均利用日数を算出し、0歳児の推計人口に乗じて推計
確保方策	町立中標津病院他助産施設で実施

第7章 計画の推進体制

1 計画推進体制の構築

本計画に含まれる分野は、福祉、教育、生涯学習、保健、医療、就労、交通、住宅、環境など様々な施策分野にわたります。このため、子ども施策に関わる関係部課間の連携に努めながら、総合的で効果的な計画の推進を図ります。

幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援事業については、住民ニーズに応じていくため、量の見込みとともに提供体制の確保の内容についても目標を掲げ、必要なサービスの実現を目指していきます。

このため、町内関係機関と連携し、保育所・幼稚園・認定こども園などの子ども・子育て支援事業者、学校、地域住民など多くの方々の意見を参考に取り組みを広げていきます。

2 計画の推進管理

(1) 「中標津町子ども・子育て会議」の設置

計画に基づく施策を推進するため、事業計画策定後も「中標津町子ども・子育て会議」において、毎年度事業計画に基づく事業の進捗状況の確認を行い、実績等について点検・評価します。

利用者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果について点検・評価し、施策の改善につなげていきます。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」など大きく乖離し、供給量の不足が見受けられる場合には、計画期間中における見直しを検討します。

(2) 庁内における検討会議の設置

計画策定にあたっては、前計画である「第2期中標津町子ども・子育て支援事業計画」策定時に引き続き、子ども・子育て会議における協議内容も踏まえながら、庁内の推進体制により内容の検討をしてきました。

計画の進捗管理にあたっては、「子育て支援課」が事務局となり、庁舎関係各課・係で構成する事業計画推進委員会において、進捗状況の把握、点検及び評価を行うとともに、必要に応じて各種施策の見直しを図っていきます。

また、年度ごとの、計画の進捗状況を総合的に点検・評価するとともに、地域の情勢にあわせた見直しを行っていきます。

（３）住民や関係団体等との連携

子育てを社会全体で支援していくためには、行政のみならず、教育・保育施設関係者、その他子育て支援に関わる関係団体や関係機関を含めて社会全体が連携することが必要です。計画推進にあたっては、子育て支援事業を行う保育所や幼稚園等の事業者及び関係団体・関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら推進・調整を行うとともに、家庭・地域・学校・企業・行政の各々が子育てや子どもの健全育成に対する責任及び役割を認識し、相互理解と協働で計画の推進に努めます。

第3期中標津町子ども・子育て支援事業計画

発 行 中標津町
〒086-1197
北海道標津郡中標津町丸山2丁目22番地
TEL 0153-73-3111 FAX0153-73-5333
<https://www.nakashibetsu.jp/>
発行日 令和7年3月
編 集 中標津町 町民生活部 子育て支援課